

第 3 編 災害応急対策計画

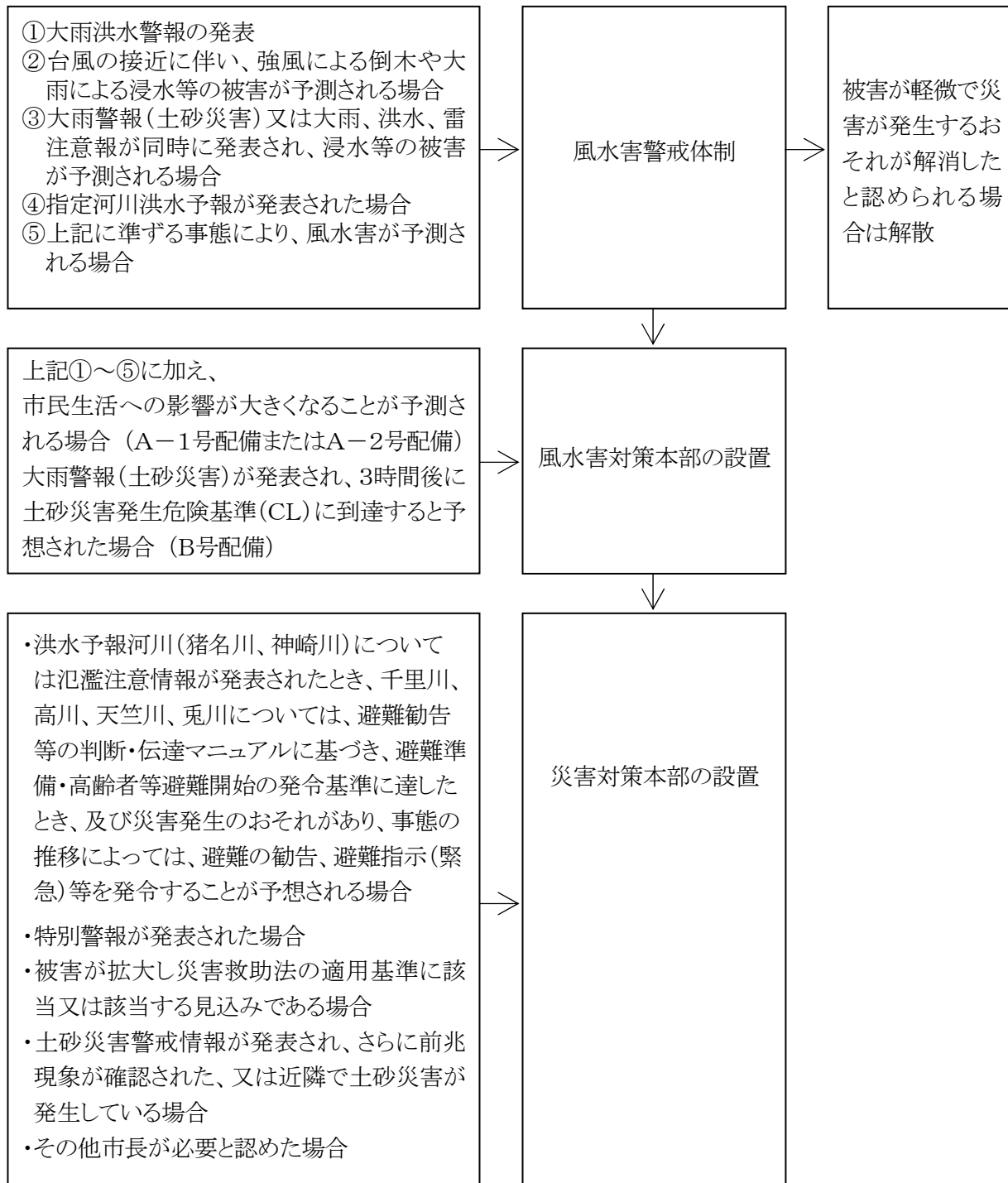
第 2 部 風水害応急対策計画

第1章 風水害応急対策の基本

《基本的な考え方》

災害応急対策を円滑に進めるため、気象情報等を収集分析し、風水害対策本部の設置及び風水害対策本部から災害対策本部への移行基準を明確にすることによって、体系的な活動体制の確立を図る。

《応急対策の流れ》



1 風水害対策本部及び災害対策本部の活動

風水害に関する活動は、風水害対策本部又は災害対策本部体制を基本とする。なお、気象情報、雨量情報及び市民等からの問合せ処理対応のため大雨、洪水警報の発表時には、予め雨当番体制をとるとともに、災害の発生が見込まれるときは、風水害警戒体制をとる。

2 災害対策本部への移行

風水害対策本部を設置し、警戒・応急対策活動を実施しているときで、災害対策本部の設置基準に該当する状況となった場合は、直ちに災害対策本部体制に移行し全庁体制で対策にあたる。

3 災害対策本部の活動体制

災害本部体制への移行を決定した場合は、直ちに災害対策本部会議を開催し、体制の確立を図る。

第2章 活動体制の確立

第1節 風水害警戒体制

《基本的な考え方》

大阪管区气象台から大雨、洪水等の警報、台風の接近に伴う台風情報等が発表され、災害の発生が予測される場合は、災害の警戒、防ぎよなどのため風水害警戒体制を確立する。

《対策の体系》

風水害警戒体制	1 風水害警戒体制の確立
---------	--------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
危機管理課 消防局 都市基盤部 上下水道局	1 風水害警戒体制の整備に関すること 2 情報の収集・伝達に関すること 3 市民からの通報による現地調査及び対策に関すること

《対策の展開》

1 風水害警戒体制の確立

(1) 体制の基準

風水害警戒体制の配備基準は、以下のア～オに該当する場合とする。

- ア 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表された場合
- イ 台風の接近に伴い、強風による倒木や大雨による浸水等の被害が予測される場合
- ウ 大雨警報（土砂災害）又は大雨、洪水、雷注意報が同時に発表され、浸水等の被害が予測される場合
- エ 指定河川洪水予報が発表された場合
- オ 上記に準ずる事態により、風水害が予測される場合

(2) 活動

危機管理課、消防局、都市基盤部及び上下水道局の職員が情報収集等の水防警戒活動にあたる。

(3) 連絡窓口

情報等の取りまとめ及び各部長等への連絡のため、危機管理課を連絡窓口とする。

(4) 体制の通知

危機管理監は、都市基盤部長、上下水道局技術部長及び消防局長に連絡する。

(5) 警戒体制

- ア 危機管理課は、風水害警戒体制をとり、情報の収集・伝達体制を整える。
- イ 警戒体制職員は、降雨量等の情報収集体制を整える。

ウ 消防局は、消防指令センター及び消防署所の当務職員により、情報収集・伝達体制を整える。

(6) 情報伝達経路

気象情報及び市民等からの要望、相談等の情報は、危機管理課に一元的に集約する。

風水害警戒体制をとっていない場合には、消防局が情報収集、伝達体制をとり、災害発生の前兆現象を察知したときには、危機管理監に報告する。

第 2 節 風水害対策本部の設置

《基本的な考え方》

災害または被害の状況が、より一層深刻化し、市民生活への影響が大きくなることが予測される場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するため、活動組織を設置し、指揮命令システムの迅速な確立を図る。

《対策の体系》

風水害対策本部の設置	1 風水害対策本部の設置 2 風水害対策本部の廃止 3 風水害対策本部の設置及び廃止の通知 4 風水害対策本部の組織等 5 風水害対策本部の体制 6 職員等の活動環境 7 大阪府現地災害対策本部との連携
------------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 風水害対策本部の設置及び廃止の決定に関すること
統括チーム 職員動員グループ	1 職員の動員に関すること
統括チーム	1 風水害対策本部の設置及び廃止に関すること 2 風水害対策本部会議の開催に関すること 3 大阪府及び関係機関への風水害対策本部の設置及び廃止の通知に関すること 4 大阪府現地災害対策本部との連携に関すること

《対策の展開》

1 風水害対策本部の設置

(1) 設置基準

風水害対策本部の設置基準は、風水害警戒体制の配備基準に加え、市民生活への影響が大きくなることが予測される場合とする（被害規模等の状況に応じて、A－1号配備体制またはA－2号配備体制で対応する）。

なお、大雨警報（土砂災害）が発表され、3時間後に土砂災害発生危険基準（CL）に到達すると予想された場合は、B号配備体制で対応する。

(2) 設置手続

ア 市長は、風水害対策本部（以下「本部」という。）設置基準に該当する場合は、本部を設置し総合的な応急対策等を実施する。

イ 危機管理監は、部長等による要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、消防局長、都市基盤部長、上下水道局技術部長と協議し、副市長を通じて、市長に本部の設置を進言する。

(3) 本部長の代理

市長に事故あるとき、又は欠けたときの本部長代理は、危機管理課を担当する副市長、副市長、危機管理監の順とする。

(4) 設置場所

本部は、原則として市役所第二庁舎 3 階会議室に置く。

2 風水害対策本部の廃止

(1) 災害応急対策の終息に基づく廃止

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めたときは本部を廃止する。

(2) 災害対策本部への移行による廃止

災害が拡大する等により災害対策本部を設置（「第 1 章 風水害応急対策の基本」参照）したときは、風水害対策本部を廃止する。

3 風水害対策本部の設置及び廃止の通知

本部長は、本部を設置又は廃止したときは、知事にその旨を通知する。

4 風水害対策本部の組織等

本部会議は、本部長、副本部長（副市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、危機管理監）及び各部長で構成され、本部長の招集によって開催し、各部との密接な連絡のもとに、災害の実態に即した災害予防及び災害応急対策を協議決定する。但し、状況に応じて対策を検討するいとまのない場合は本部長が対策等を決定する。なお、本部会議はすべての部員が揃わない場合でも、本部長の決定により開催することができる。

5 風水害対策本部の体制

風水害対策本部には、災害による被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、被害情報や気象情報の収集、危険箇所の巡視、市民に対する広報などの警戒活動を行うとともに、被害対応及び災害対策本部へ移行するための準備を行う。

具体的な体制は以下のとおりとする。

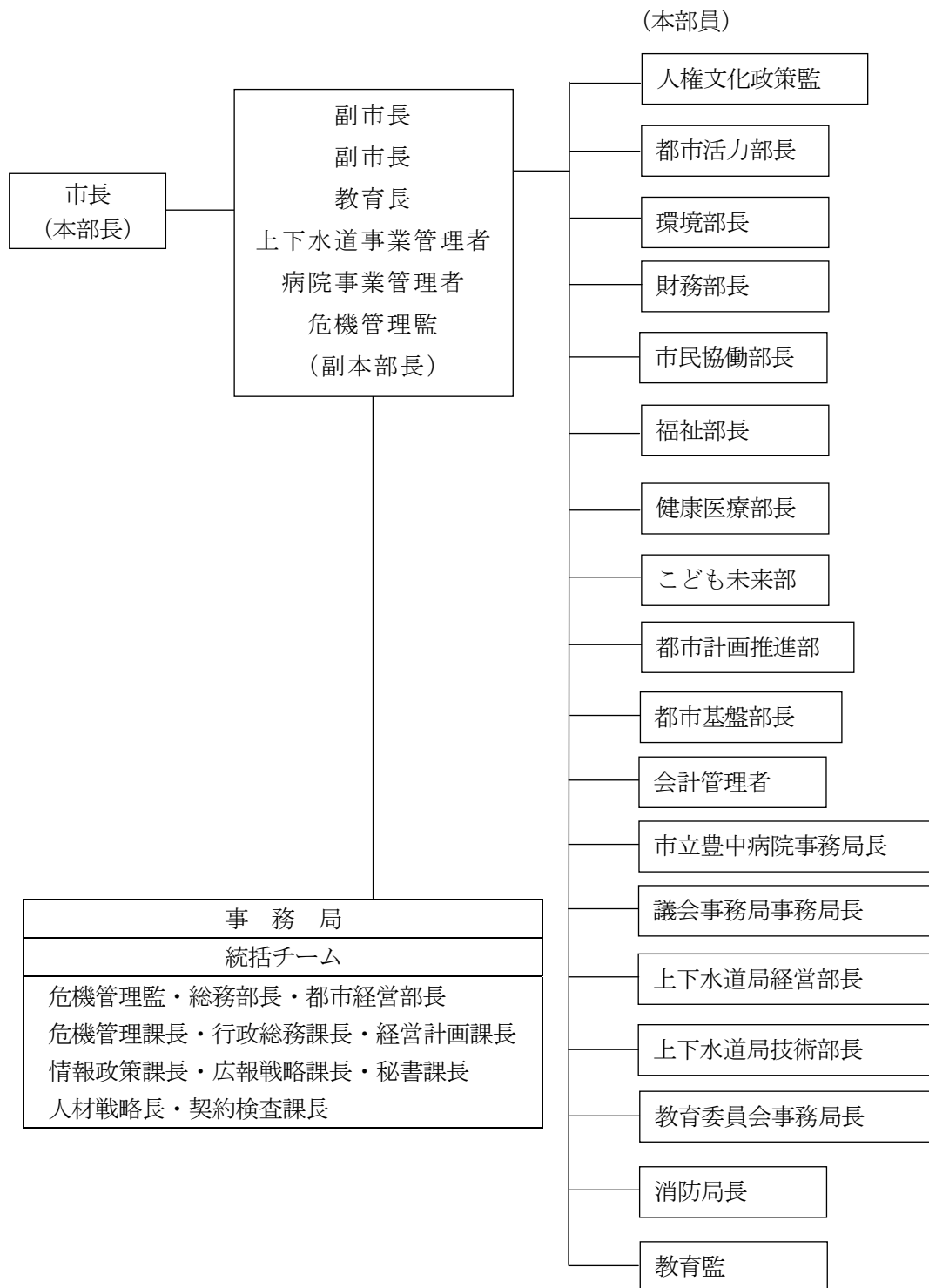
ア 気象状況や台風の接近により河川・急傾斜地・ため池などの監視ができる体制

イ 土砂災害警戒情報の発表及び急傾斜地域での巡視結果による避難勧告（部分的）の対応ができる体制

ウ 指定河川洪水予報の発表による避難勧告等の対応ができる体制

エ 発生した中規模な被害に対し対応活動ができる体制（災害対策本部への移行の前段階）

【豊中市風水害対策本部の組織】



6 職員等の活動環境

(1) 安全の確保

活動にあたるべき職員等が被災した場合は、応急対策活動全般に大きな支障を及ぼすため、本部長は職員等の安全確保に万全を期する。

ア 庁内の安全確保

本部長は、職員等が応急対策活動に従事するにあたって、二次災害を防止するための安全確保の措置を徹底する。

イ 安否及び被害の確認

職員は、勤務時間中の災害発生時に、家族の安否確認等を行う方法を事前に確保し、応急対策活動に全力を傾注する。

各部総務担当課は、必要に応じて各職員に代わり家族の安否確認等を行う。

(2) 24 時間体制への対応

災害の発生直後は、場合によっては 24 時間体制での対応をとらざるを得ないため、各部長は適切な班の編成、職員の健康管理等に努める。

7 大阪府現地災害対策本部との連携

災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要があるときなどにおいて、大阪府の現地災害対策本部が設置された場合は、危機管理課が連絡窓口となり連携を図る。

第3節 風水害対策本部の活動体制

《基本的な考え方》

災害発生時に迅速かつ的確な応急対策を実施するため、風水害対策体制をとる。

なお、災害応急対策活動の実施にあたっては、活動に従事する者（市職員その他、市外からの応援職員等を含む）の安全確保が図られるように留意する。

《対策の体系》

風水害対策本部の活動体制	1 活動体制
	2 配備体制
	3 配備指令
	4 動員報告

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 配備体制の決定に関する事
統括チーム	1 大阪府等への配備状況の通知に関する事
統括チーム 職員動員グループ	1 配備体制の伝達に関する事 2 配置人員の把握に関する事
各部長	1 風水害対策動員人数の増減に関する事

資料：風水害-2 平成31年度 風水害対策本部業務分担

《対策の展開》

1 活動体制

豊中市風水害対策本部機構図、風水害対策本部業務分担に基づき活動を行う。

資料：風水害-1 平成31年度 豊中市風水害対策本部機構図

A-1号配備、A-2号配備、B号配備（土砂災害対策）

資料：風水害-2 平成31年度 風水害対策本部業務分担

2 配備体制

風水害対策に従事するため、市長があらかじめ風水害対策要員として指名する職員で、風水害対策体制を確立する。この場合、災害状況や被害状況等により各部長は、配備体制による動員人数を増減することができる。

3 配備指令

(1) 配備指令

別表に定める配備基準により、本部長が指令を発する。

(2) 配備の連絡系統

ア 勤務時間外の配備

(ア) 風水害対策本部の設置の参集連絡を受けた職員はただちに勤務場所に参集する。

なお、職員は降雨状況等により気象ニュース等に留意し、緊急出動に対応できるよう

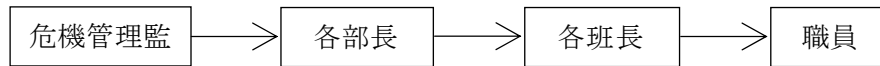
心掛ける。

(イ) 各部長は、配備体制を強化する場合は、各部の連絡網に従い動員連絡する。

イ 勤務時間内の配備

配備体制は、配備指令とともに庁内放送等により統括チームが連絡する。

【風水害対策本部の配備通達ルート】



4 動員報告

動員状況は、各部において危機管理対策支援システムに入力を行い、統括チームが集約し、本部長へ報告する。システムが使用できない場合には、動員報告書を利用し、各部取りまとめの上、統括チームへ提出する。

資料:様式-2-1「動員報告書」

第 4 節 災害対策本部の設置

《基本的な考え方》

市域で広域にわたり被害が発生するおそれがある場合、又は被害が発生した場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 23 条に基づき、市長は災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長があたり、各部局及び行政委員会事務局の職員を統括し指揮監督する。

《対策の体系》

災害対策本部の設置	1 設置基準 2 職員の配備基準
-----------	---------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム	1 災害対策本部の開催に関すること 2 職員の応援要請に関すること 3 被害予測・分析等に関すること 4 情報収集及び被害状況の把握に関すること 5 水防活動記録に関すること
都市基盤部 都市基盤対策班	1 雨量情報・河川の水位情報・気象情報等の収集に関すること
統括チーム 職員動員グループ	1 関係部への応援職員の動員要請及び動員状況の取りまとめに関すること

《対策の展開》

1 設置基準

(1) 洪水予報河川（猪名川、神崎川）については氾濫注意情報が発表されたとき、千里川、高川、天竺川、兎川については、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、避難準備・高齢者等避難開始の発令基準に達したとき、及び災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難勧告、避難指示（緊急）等を発令することが予想される場合

(2) 特別警報が発表された場合

(3) 被害が拡大し災害救助法の適用基準に該当又は該当する見込みである場合

(4) 土砂災害警戒情報が発表され、さらに前兆現象が確認された、又は近隣で土砂災害が発生している場合

(5) その他市長が必要と認めたとき

2 職員の配備基準

上記のほか、災害対策本部の設置及び職員の動員配備については「地震災害応急対策計画第1章第1節災害対策本部の設置」及び「同第2節職員の動員配備」を準用する。

ただし、職員の配備については、震災2号配備及び3号配備を基準とし、休日及び退庁後においては、連絡網により予め指名する職員を招集し、的確な応急体制が図られるよう努める。

なお、この場合において各部長は、必要があると認めるときは、配備基準と異なる体制をとることができる。

資料:風水害—10 避難勧告等の判断・伝達の流れ

別表【風水害対策配備基準】

種類	配置人員体制	配備の基準
風水害警戒体制	警戒要員体制	①大雨洪水警報が発表された場合 ②台風の接近に伴い、強風による倒木や大雨による浸水等の被害が予測される場合 ③大雨警報（土砂災害）又は大雨、洪水、雷注意報が同時に発表され、浸水等の被害が予測される場合 ④指定河川洪水予報が発表された場合 ⑤上記に準じる事態により、風水害が予測される場合
風水害対策本部体制	A-1号配備体制	上記①～⑤に加え、市民生活への影響が大きくなることが予測される場合 なお被害の規模等の状況により、A-1号配備もしくはA-2号配備を判断する。 ※住家などの浸水被害を伴い、被害調査・消毒・ごみ収集・総合相談窓口などのためA-1またはA-2配備体制外の職員動員を行い、事後対応を行わなければならない状況時には、各部長の判断により対応職員の増員を行う。
	A-2号配備体制	
	B号配備体制	
災害対策本部体制	2号配備又は3号配備	・洪水予報河川（猪名川、神崎川）については氾濫注意情報が発表されたとき、千里川、高川、天竺川、兎川については、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、避難準備・高齢者等避難開始の発令基準に達したとき、及び災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難勧告、避難指示（緊急）等を発令することが予想される場合 ・特別警報が発表された場合 ・被害が拡大し災害救助法の適用基準に該当又は該当する見込みである場合 ・土砂災害警戒情報が発表され、さらに、前兆現象が確認された、又は近隣で土砂災害が発生している場合 ・その他市長が必要と認めた場合

第3章 風水害警戒期の活動

風水害対策本部設置以降における警戒活動については、以下のとおりとする。

第1節 気象予報警報等の情報収集・伝達

《基本的な考え方》

大阪管区気象台から発表される気象情報や、その他災害情報等を迅速かつ的確に収集・伝達する。

《対策の体系》

気象予報等の情報収集・伝達	1 情報の収集 2 庁内の情報連絡 3 市民への連絡 4 洪水予報等の伝達 5 大阪府及び国への報告
---------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
都市基盤部 市民情報班	1 雨量情報・河川の水位情報・気象情報等の収集に関する事
統括チーム	1 被害予測・分析等に関する事 2 各部への連絡に関する事 3 大阪府及び関係機関との連絡に関する事 4 報道機関等での広報活動に関する事 5 広報車両による広報活動の調整に関する事
消防部 各部避難班	1 現地での広報活動に関する事
統括チーム 福祉部援護班 こども未来部 こども施設避難班	1 要配慮者施設への洪水予報等の伝達に関する事
都市活力部経済班	1 地下階を有する不特定多数受入れ施設への洪水予報等の伝達に関する事

《対策の展開》

1 情報の収集

収集する情報は次のとおりとする。

- (1) 気象予警報等
- (2) 洪水予報
- (3) 水防警報
- (4) 異常現象通報
- (5) ため池水位の通報
- (6) 火災気象通報等

(1) 気象予警報等

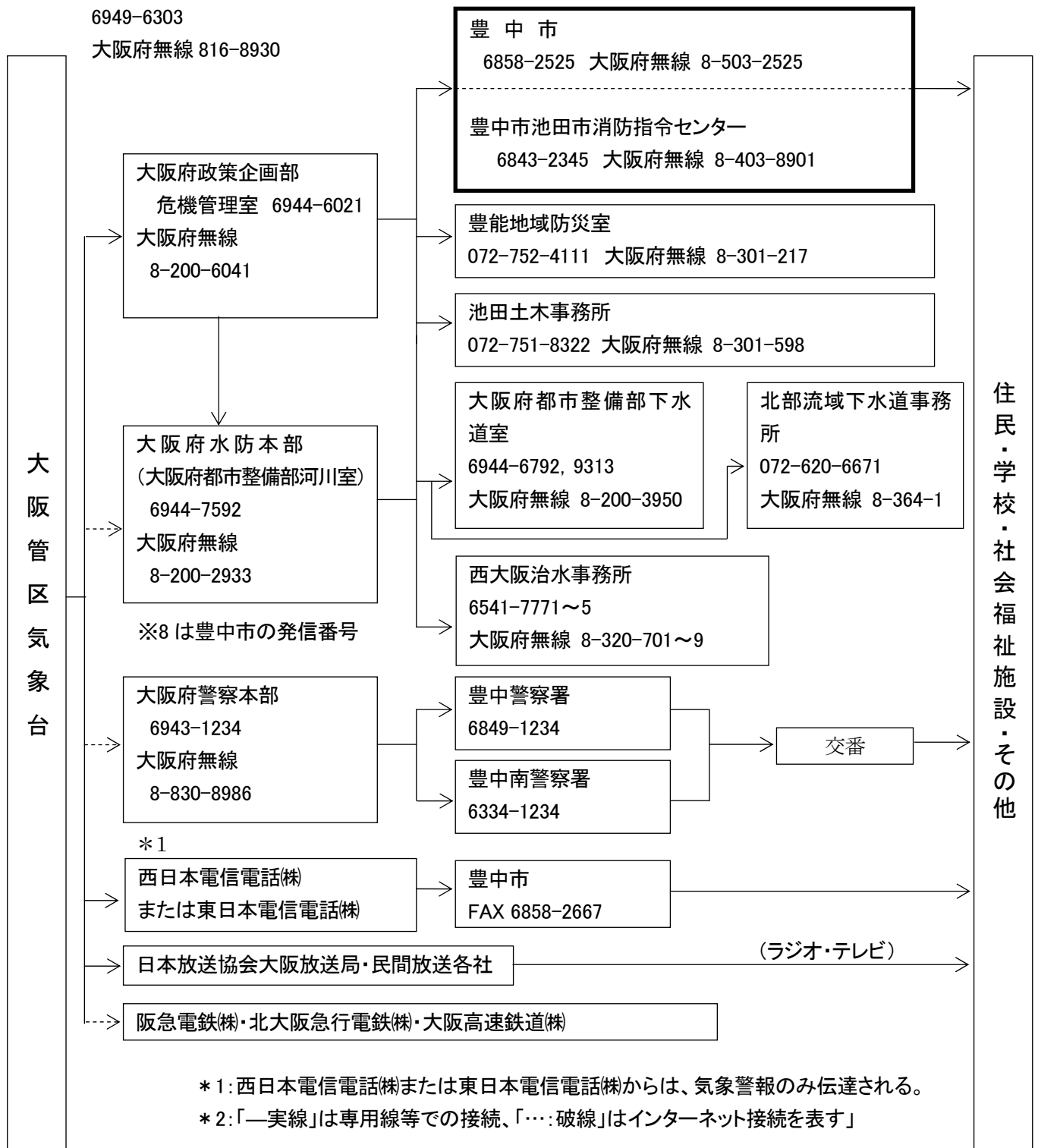
大阪管区気象台は、気象現象等により災害が発生するおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報・警報を発表して住民及び関係機関の注意を喚起し、警戒を促す。特に、尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大級の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

また、気象情報として、気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を、住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。

【特別警報の種類と発表基準】

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合である。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

【気象予警報等(津波注意報、警報は除く)の伝達系統図】

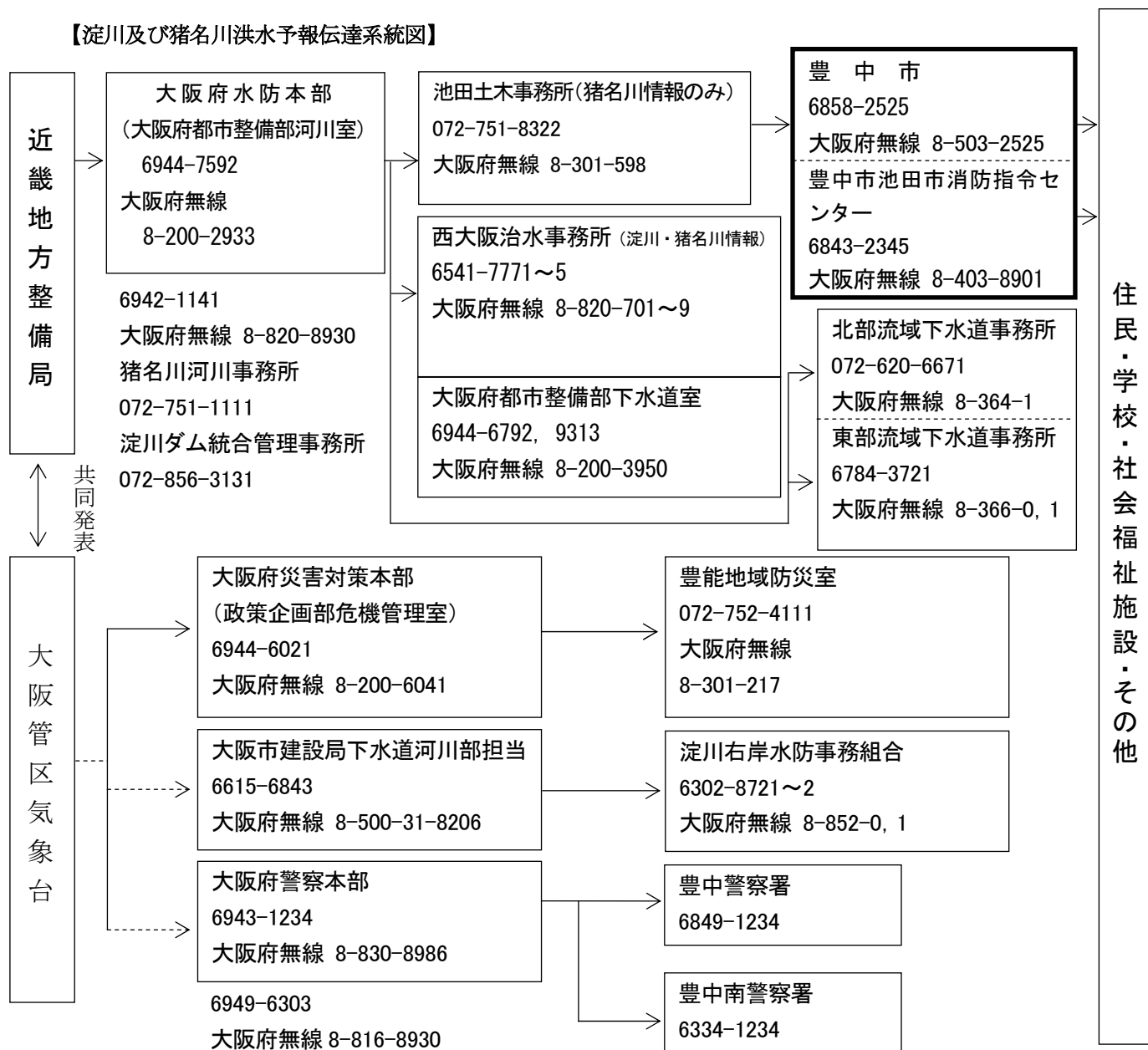


(2) 洪水予報

淀川、猪名川及び神崎川の洪水予報は、気象業務法第14条の2第2項、第3項及び水防法第10条第2項、第11条第1項に基づき、大阪管区气象台、近畿地方整備局及び大阪府が共同して発表する。

資料:地震応急—7 大阪管区气象台及び近畿地方整備局が共同して発表する洪水予報
(淀川、猪名川、神崎川、安威川)

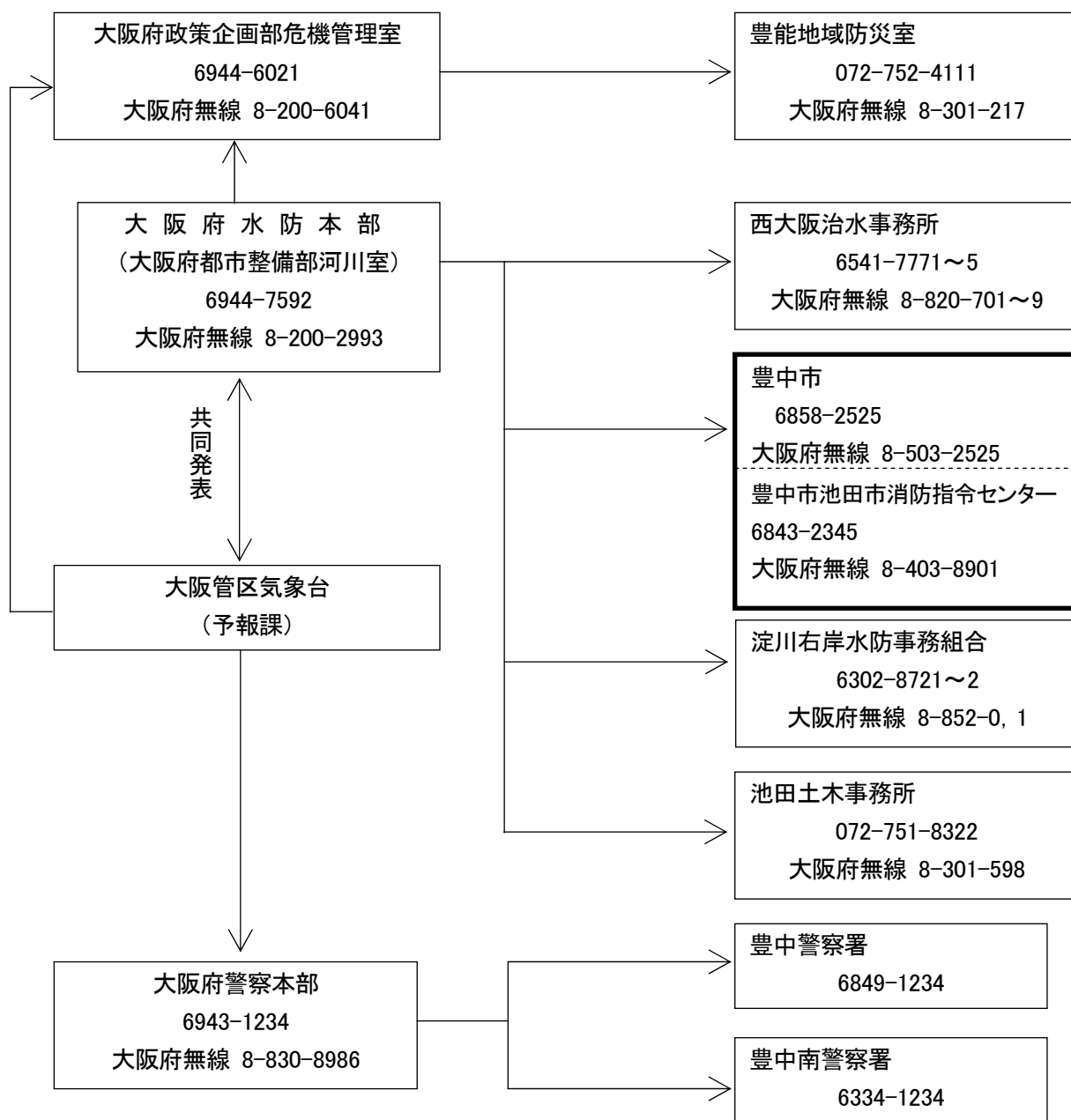
【淀川及び猪名川洪水予報伝達系統図】



※8 は豊中市の発信番号

※「一実線」は専用線等での接続、「… 破線」はインターネット接続を表す

【神崎川・安威川洪水予報の伝達系統図】



(3) 水防警報

水防法第16条に基づく国土交通省建設大臣が指定する河川（猪名川・淀川・神崎川）において、洪水により災害が発生するおそれがある場合には、近畿地方整備局長は水防警報を発し、その警報事項は大阪府知事に通知される。

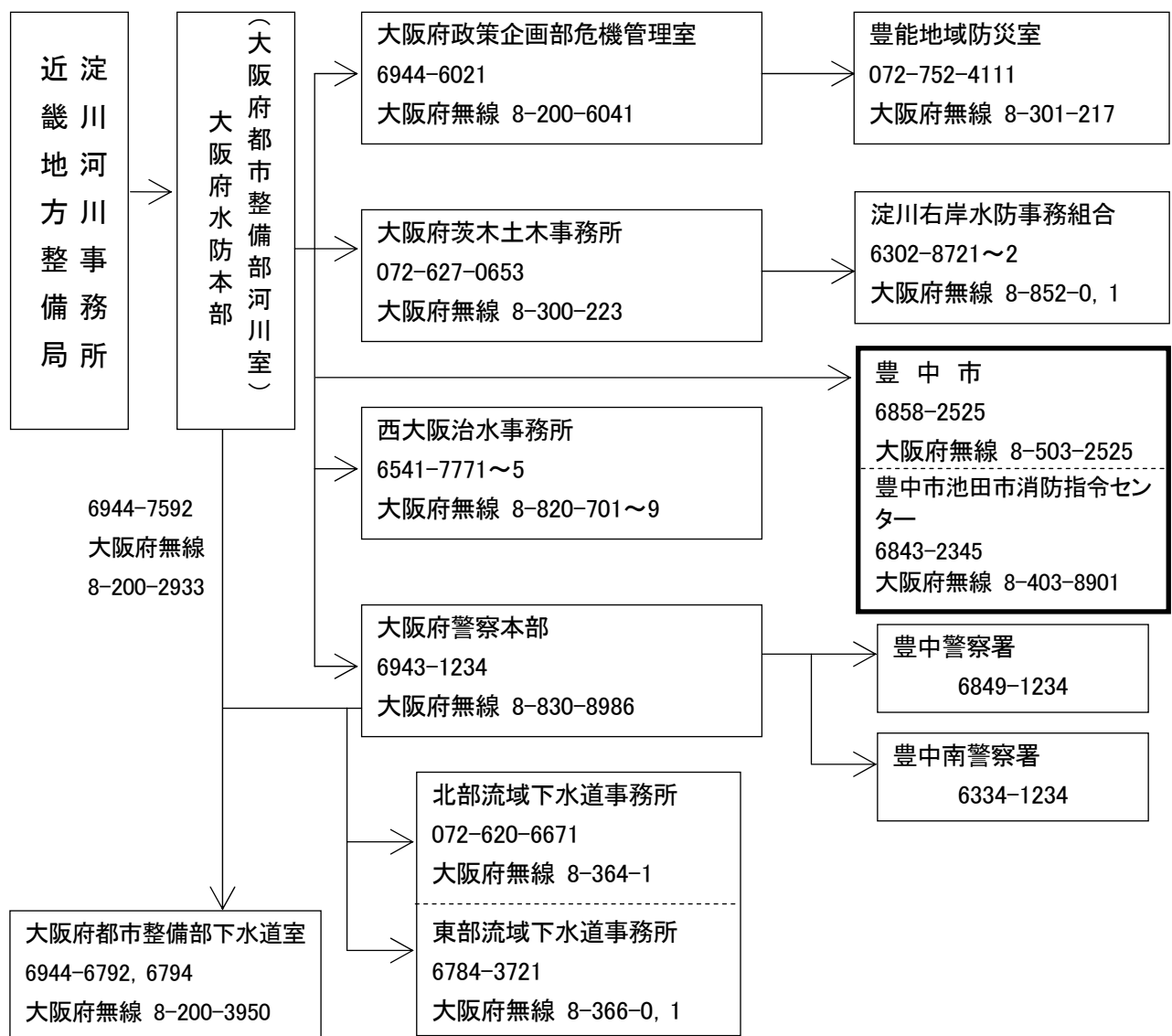
また、大阪府知事は、その受けた通知に係る事項を水防管理団体に通知することとなり、本部においては直ちに関係機関及び各部に通知する。

【水防警報の発令者】

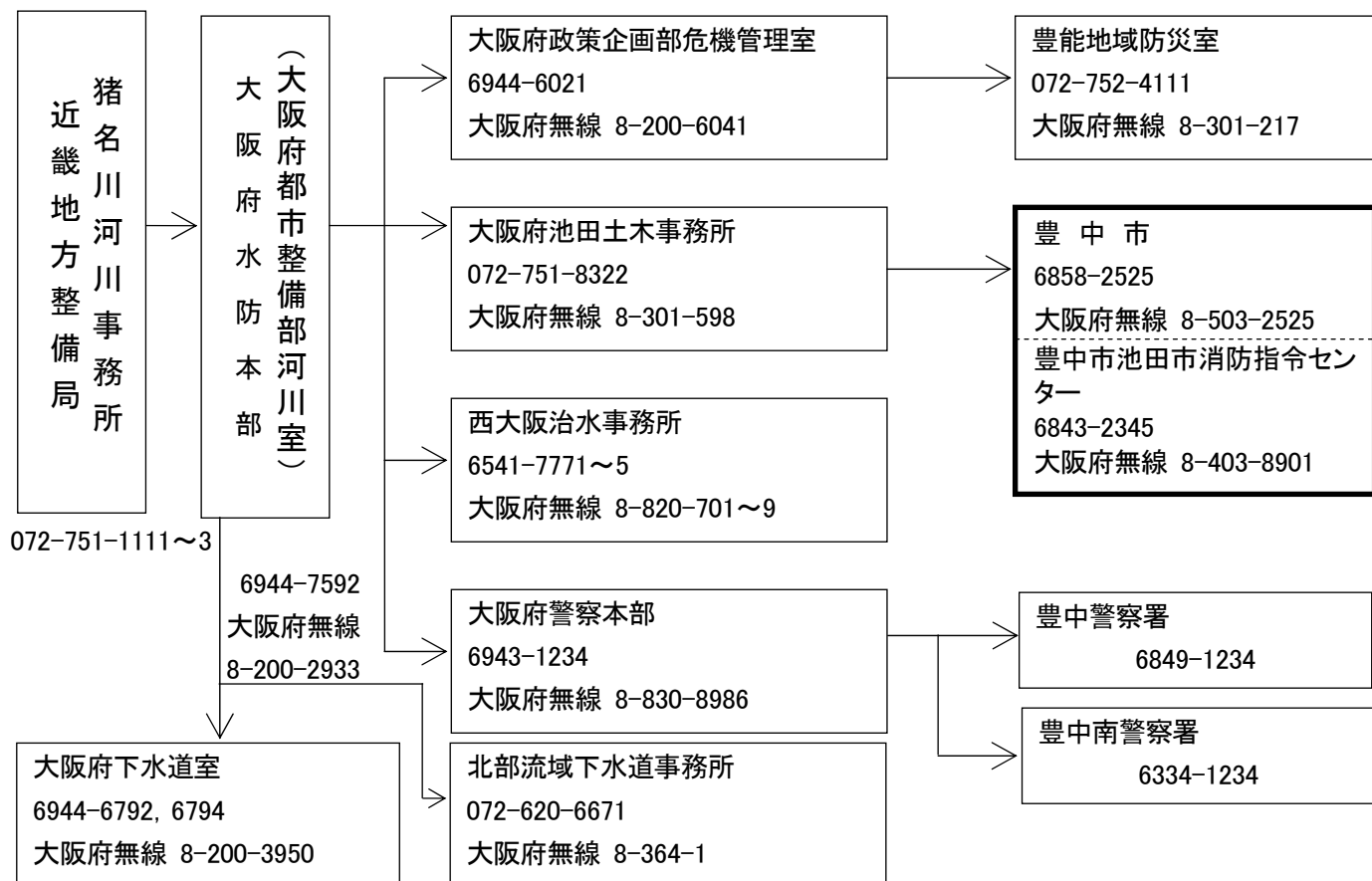
河川名	種類	水防警報発令者
猪名川	洪水区域	近畿地方整備局猪名川河川事務所長
淀川	洪水区域	近畿地方整備局淀川河川事務所長
神崎川	高潮区域	大阪府西大阪治水事務所長

【近畿地方整備局が行う水防警報の伝達系統図】

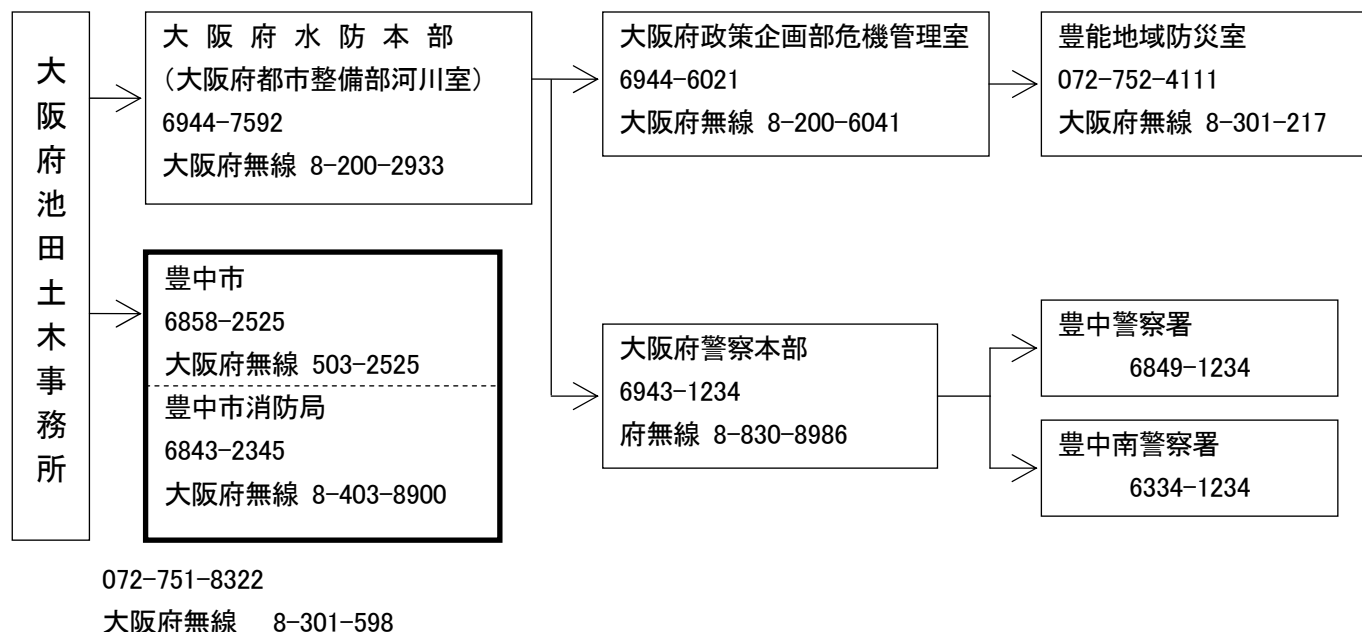
①淀川水防警報伝達系統図



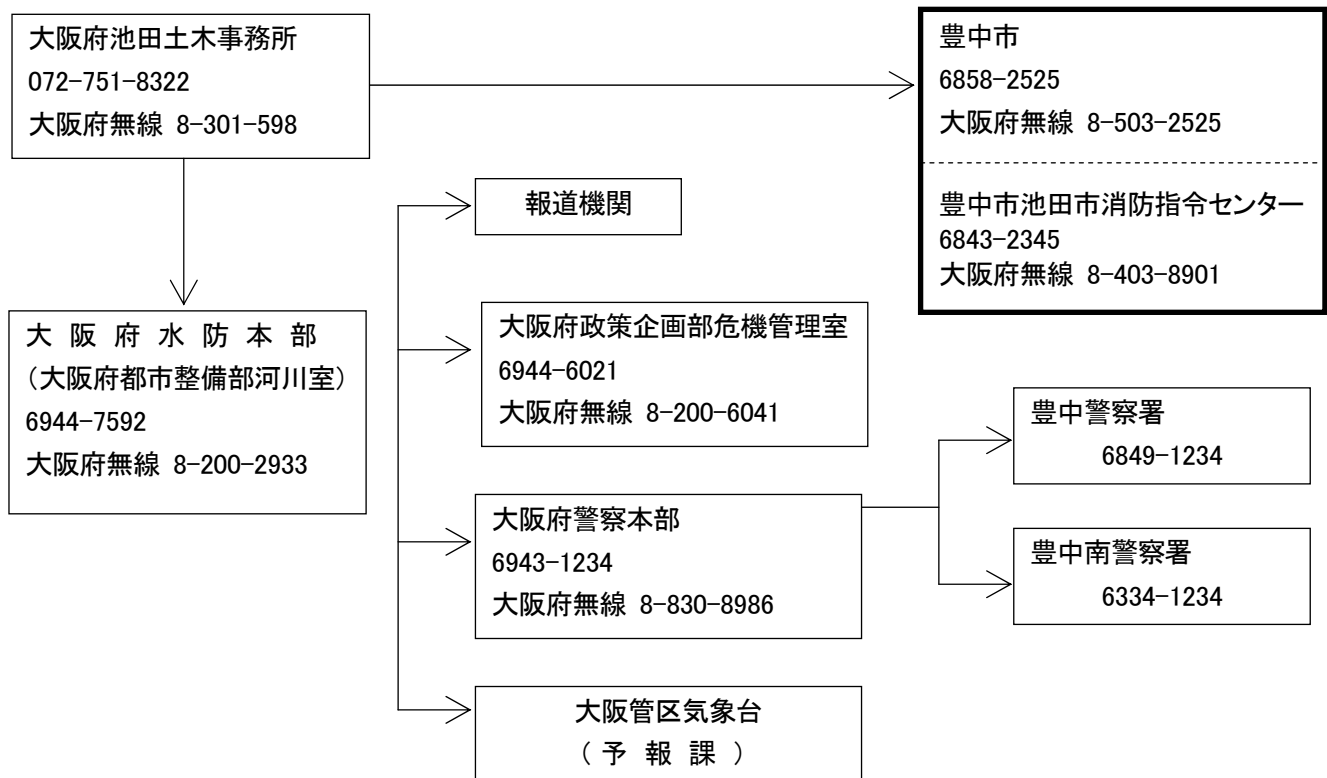
②猪名川水防警報伝達系統図



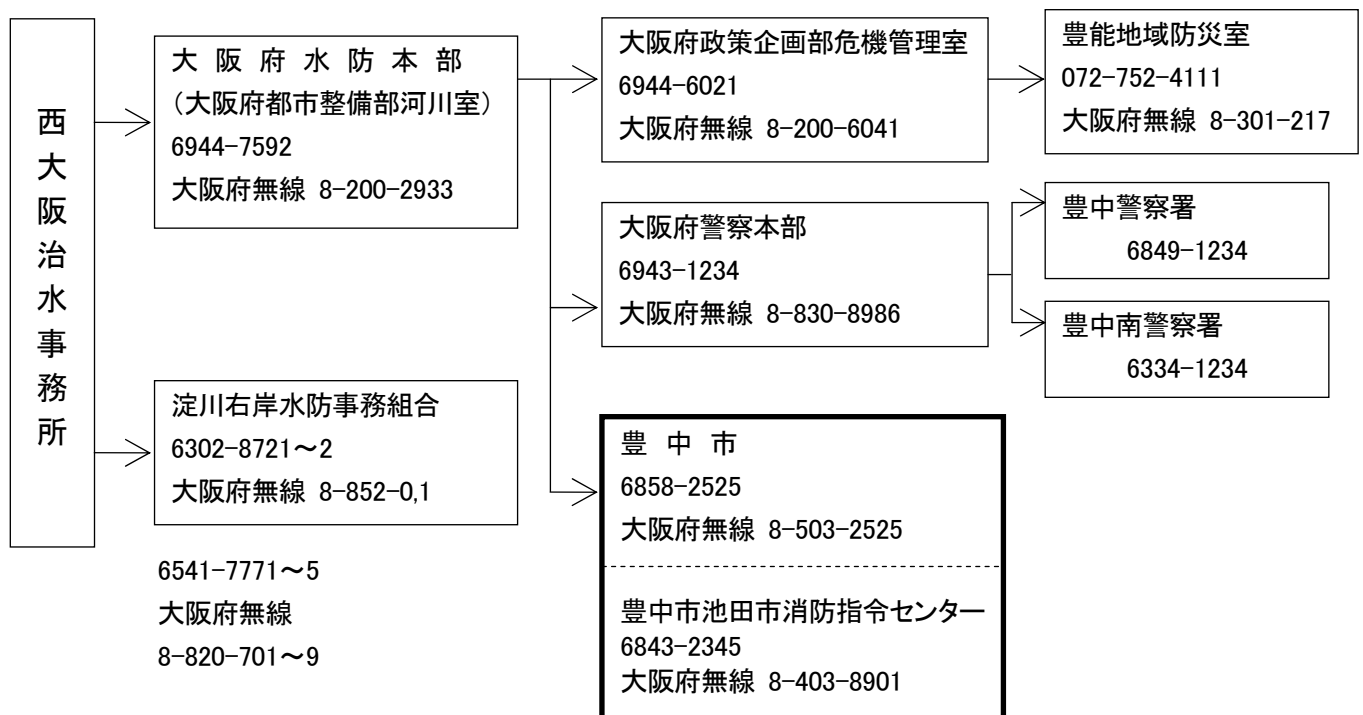
【大阪府池田土木事務所が行う水防警報の伝達系統図】



【大阪府池田土木事務所が行う避難判断水位(特別警戒水位)連絡系統図】



【大阪府西大阪治水事務所が行う神崎川水防警報の伝達系統図】



(4) 異常現象通報

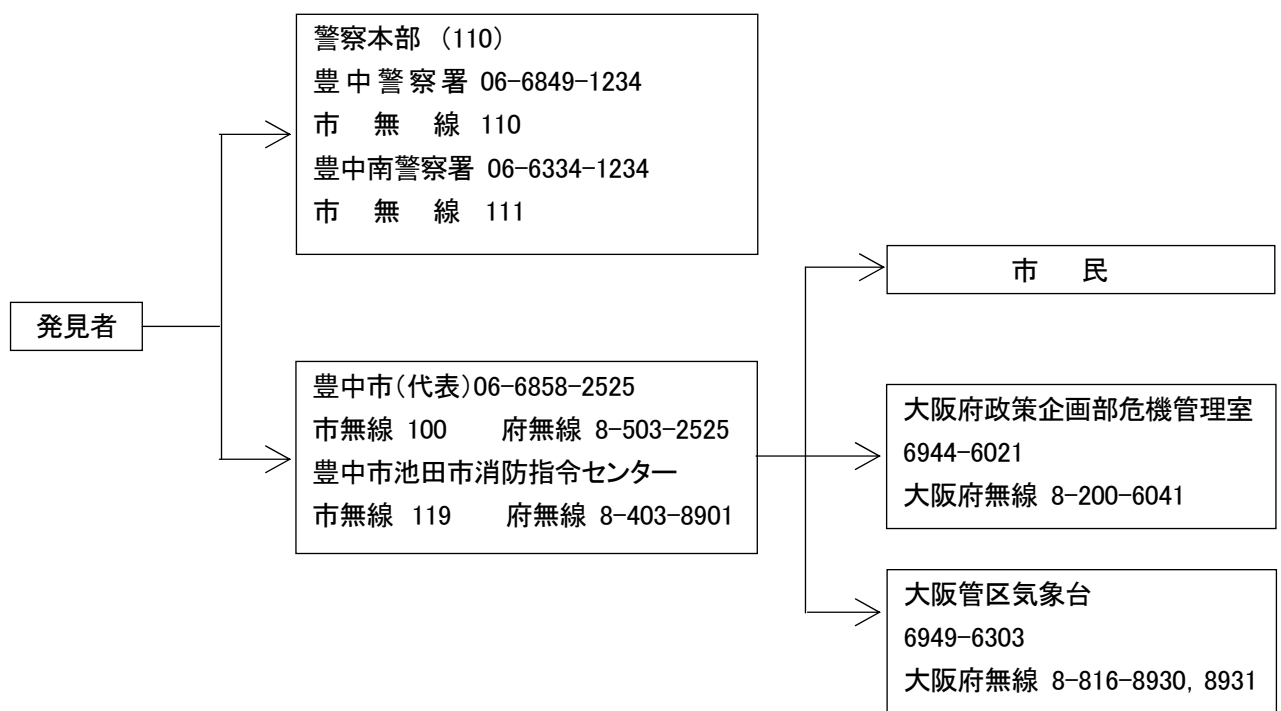
堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市職員、消防職員、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に報告し、また市長は必要に応じて大阪管区气象台、大阪府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

【異常現象の種類と内容】

気 象	竜巻、強い突風等で著しく異常な気象現象
地 象	山くずれ、がけくずれ等
その他	堤防等に水漏れがある場合等

【異常現象発見時の連絡系統図】



※8 は豊中市の発信番号

(5) ため池水位の通報

ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれのあることを認めたときは直ちに市長に報告する。

報告を受けた市長は、必要に応じ、豊中警察署へ通報する。

大阪府北部農と緑の総合事務所	072-623-4322	大阪府無線 8-300-8920 FAX300-8820
大阪府農政室	06-6944-6751	大阪府無線 8-200-2774

※8 は豊中市の発信番号

(6) 火災気象通報等

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市町村長に伝達する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで最大風速（10 分間平均風速の最大値）が 10m/s 以上となる見込みのとき。但し、降雨、降雪が予測される場合には通報を取りやめることができる。

市長は、消防法第 22 条に基づき、知事から火災気象通報を受けたとき、又は消防法施行規則に基づく火災警報発令基準に達し、必要があると判断されたときは火災警報を発令する。火災警報は、関係機関、報道機関、掲示板、広報車等によって市民に通報する。

2 庁内の情報連絡

(1) 勤務時間内における連絡方法

- ア 気象予警報等の連絡は、警報及びその他重要なものについて行う。
- イ 各部への連絡は、統括チームが庁内放送、電話又は伝令等で行う。
- ウ 電話又は伝令の場合は、各部長に対して行う。ただし部長に連絡できない場合は、これに代わる者に対して行う。
- エ 各部内における連絡方法は、各部内において定める。
- オ 庁内 LAN を活用し、電子掲示板等で、全庁的な情報共有化を行う。

(2) 勤務時間外における連絡方法

職員は自らラジオ・テレビ・インターネット等によって気象情報等を収集し、緊急連絡網による出動指令に備える。

3 市民への連絡

(1) 連絡する情報

必要と認められる気象関連情報等のほか、予想される事態並びにこれに対してとるべき措置も併せて周知する。

(2) 市民に対する連絡方法

- ア 気象関連情報等は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて市民に周知されるが、市長が必要と認めた情報等についても知事又は各報道機関に依頼して周知を図る。
- イ 特殊な情報、特定地域のみに対する情報等は、次の方法のいずれかにより

周知する。

(ア) 広報車等の利用

(イ) 電話・口頭等による個別の通知

(ウ) 自治会、町内会等の協力

(エ) とよなか同報通信システム、緊急速報メールの利用

(オ) ジェイコムウエスト、エフ・エム千里、インターネット等の利用

4 洪水予報等の伝達

水防法第 15 条第 1 項第 1 号に基づく要配慮者施設への洪水予報時の伝達は、おおさか防災ネットのメール配信又は、ファックス等により行う。

5 大阪府及び国への報告

被害状況の報告は、災害対策基本法第 53 条第 1 項並びに消防組織法第 22 条に基づく災害報告要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等報告要領（平成 24 年 5 月 31 日付消防応第 111 号）により、基本的に大阪府に対して行う。（直接即報基準該当事案は 30 分以内に消防庁へ報告する）

なお、大阪府（消防庁）への報告は、原則として大阪府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、電話及びファクシミリ等の手段による。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、大阪府警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

ア 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を大阪府及び国（消防庁）に通報する。

イ 大阪府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。

ウ 措置が完了した後、速やかに大阪府に災害確定報告を行う。

(1) 災害概況即報

災害発生直後の第一報、個別の災害現場の概況を報告する場合、災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合は、「火災・災害等即報要領」の第 4 号様式（その 1）「災害概況即報」に従い報告するとともに、概況が判明するのにあわせて随時報告する。

第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

(2) 被害状況即報

災害発生直後の大阪府への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、「火災・災害等即報要領」の第 4 号様式（その 2）「被害状況即報」に従い報告する。なお、報告数値は判明した範囲で構わない。

人的及び家屋被害に加えて各種被害状況についても報告する。

(3) 災害確定報告

応急措置が完了した場合は、災害報告取扱要領の第 1 号様式「災害確定報告」に従い、事後速やかに報告する。

第 2 節 河川等の被害情報及び重要水防箇所の調査・監視

《基本的な考え方》

豪雨、暴風等によって生じる河川等の増水、台風による高潮、土砂災害について、迅速かつ的確な監視・警戒活動を行い被害発生未然防止又は軽減を図る。

《対策の体系》

河川等の被害情報及び重要水防箇所の調査・監視	1 河川及びため池の被害情報及び警戒活動 2 宅地等の警戒活動 3 道路等の警戒活動 4 監視警戒活動
------------------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
都市基盤部 市民情報班	1 雨量、気象情報（河川水位含む）等の収集に関すること 2 大阪府（池田土木事務所）河川部局との連絡調整に関すること 3 水門、樋門の開閉に関すること 4 ため池の監視・警戒活動に関すること
都市計画推進部 宅地調査班	1 宅地等の警戒活動に関すること 2 土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検に関すること
都市計画推進部 河川監視班	1 河川の監視・警戒活動に関すること
都市基盤部道路班	1 道路等の被害情報及び重要箇所の調査・監視 2 土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検に関すること
消防部（消防団）	1 監視警戒活動に関すること

《対策の展開》

1 河川及びため池の被害情報及び警戒活動

(1) 風水害対策本部員の出動

本部長は、水防警報が発せられた時は、風水害対策要員及び消防機関を出動させ、ため池管理者の協力を得て調査・監視し警戒につかせる。

(2) 常時監視

ア 都市基盤部長、都市計画推進部長及び消防局長は、水防法第9条に基づき、河川、ため池、堤防に常時巡視員を設け、随時市域内を巡視して、水防上危険であると認めた箇所があるときは、直ちに当該箇所の管理者及び風水害対策本部長に連絡、報告し、必要な措置を求めなければならない。

イ ため池管理者は前記に準じ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、風水害対策本部長に連絡し、必要な措置を求めなければならない。

(3) 非常警戒

風水害対策本部長は出動命令を出したときは、水防区域の監視員を増員し、監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防の表法と天端と裏法を

よく巡回させ、特に次の状態に注意を促し、異常発見の報告のあった場合は直ちに大阪府池田土木事務所長、大阪府西大阪治水事務所、大阪府北部農と緑の総合事務所長又は大阪府農政室長及び大阪府水防本部長に報告するとともに、水防作業を開始する。

ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ

イ 表法の水当りの場所の亀裂又は欠け崩れ

ウ 天端の亀裂又は沈下

エ 堤防の越水状況

オ 樋門の両袖又は底部からの漏水と扉のしまり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

なお、ため池については、上記のほか、さらに次の点に注意する。

(ア) 取水口の閉塞状況

(イ) 流入水及びその浮遊物の状態

(ウ) 余水吐及び放水路付近の状態

(エ) 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

(4) 水位の通報

風水害対策本部長は気象等の状況により、国土交通省、大阪府土木テレメータ観測情報を監視するとともに、洪水又は高潮のおそれがあるとき、又は水防警報（第3段階出動）を受けた時は、監視員にその後の水位変動を監視させ、水防団待機水位に達した時からただちに、次の各項により報告させるとともに状況により、大阪府池田土木事務所長、大阪府西大阪治水事務所長へ報告する。

ア 報告とその間隔

(ア) 氾濫注意水位に達したとき

(イ) 避難判断水位が設定される河川については、避難判断水位に達したとき

(ウ) 氾濫危険水位に達したとき

(エ) 最高水位に達したとき

(オ) 最高水位を下まわったとき

(カ) 避難判断水位が設定される河川については、避難判断水位を下まわったとき

(キ) 氾濫注意水位を下まわったとき

イ 水防要員の活動

水防要員は水位の変動状況に応じて、次の活動を行う。

大阪府池田土木事務所長、大阪府西大阪治水事務所長へ報告する。

(ア) 警戒・広報に関する活動

(イ) 調査に関する活動

(ウ) 応急処置・工作に関する活動

(エ) その他必要な活動

ウ 河川量水標等の位置と水位

(ア) 洪水区域

量水標の位置	設置者	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
猪名川（池田市、小戸）	国交省	1.00m	2.50m	3.40m	4.00m
猪名川（尼崎市猪名川橋）	国交省	1.20m	2.70m	—	—
神崎川（安威川合流点から旧猪名川合流点）（三国、西大阪治水事務所神崎川出張所前）	大阪府	3.00m	3.80m	4.85m	5.00m
千里川（春日橋・新免ポンプ場裏）	大阪府	1.00m	2.00m	2.10m	2.60m

量水標の位置	設置者	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
天竺川・兎川（天竺川橋）	大阪府	1.00m	2.00m	2.20m	2.30m
高 川（水路橋）	大阪府	0.75m	1.50m	1.55m	1.60m
箕面川（箕面川橋）	大阪府	1.00m	2.50m	2.60m	2.70m

参考 千里川（春日橋直下） 豊中市 第1通報 1.7m・第2通報 2.5m

- ・避難判断水位が設定されたときはその水位を採用する

(イ) 高潮区域

河川海岸名		区 域	対象検潮所	水防警報発令基準
神崎川	左岸	海から 大阪市淀川区東三国地先（大吹橋下 流端）まで	三国	潮位がO P +2.0m に達しなお著しく 上昇のおそれがあ るとき
	右岸	海から 吹田市南吹田地先（大吹橋下流端） まで		

エ 報告

水位の報告は観測場所、日時、水位増減の傾向、見込等を電話その他で通報する。

オ 風水害対策解除

本部長は、水位が避難判断水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなり風水害対策解除を命じたときは、これを市民に周知するとともに、大阪府池田土木事務所長、大阪府西大阪治水事務所長、大阪府北部農と緑の総合事務所長又は大阪府農政室長にその旨報告する。

(5) 水門、樋門、角落、排水口、えん堤の操作

ア 水門、樋門、角落、排水口、えん堤等の操作が完全に行われることが風水害対策活動にとって重要なことである。したがってその操作は、適切な判断と細心の注意をもって、適当な時期に行うとともに、構造物の両袖又は底部からの漏水に特に注意し、漏水のあるときは、ただちに、関係方面に連絡して、適当な措置をとる。

イ 水門、樋門、角落、排水口、えん堤等の管理者は水位の変動を監視し、風水害対策本部と緊密な連絡を行い、必要に応じてその操作を行う。

資料:風水害-7 樋門管理者名簿

2 宅地等の警戒活動

(1) 土砂災害警戒情報

ア 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

大阪府および大阪管区气象台は大雨警報（土砂災害）発表後、府が観測する降雨量及び大阪管区气象台が計測する土壌雨量指数が基準を超過し、土砂災害の発生のおそれ高いと認められるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条）

(ア) 発表の基準

大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区気象台が共同して発表する情報である。

なお、発表は、気象台の短時間降雨予測に基づき、大阪府の土砂災害発生基準雨量及び気象台の土壌雨量指数が共に基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表される。

(イ) 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

資料:地震応急-6 警報・注意報発表基準一覧表

イ 市の活動

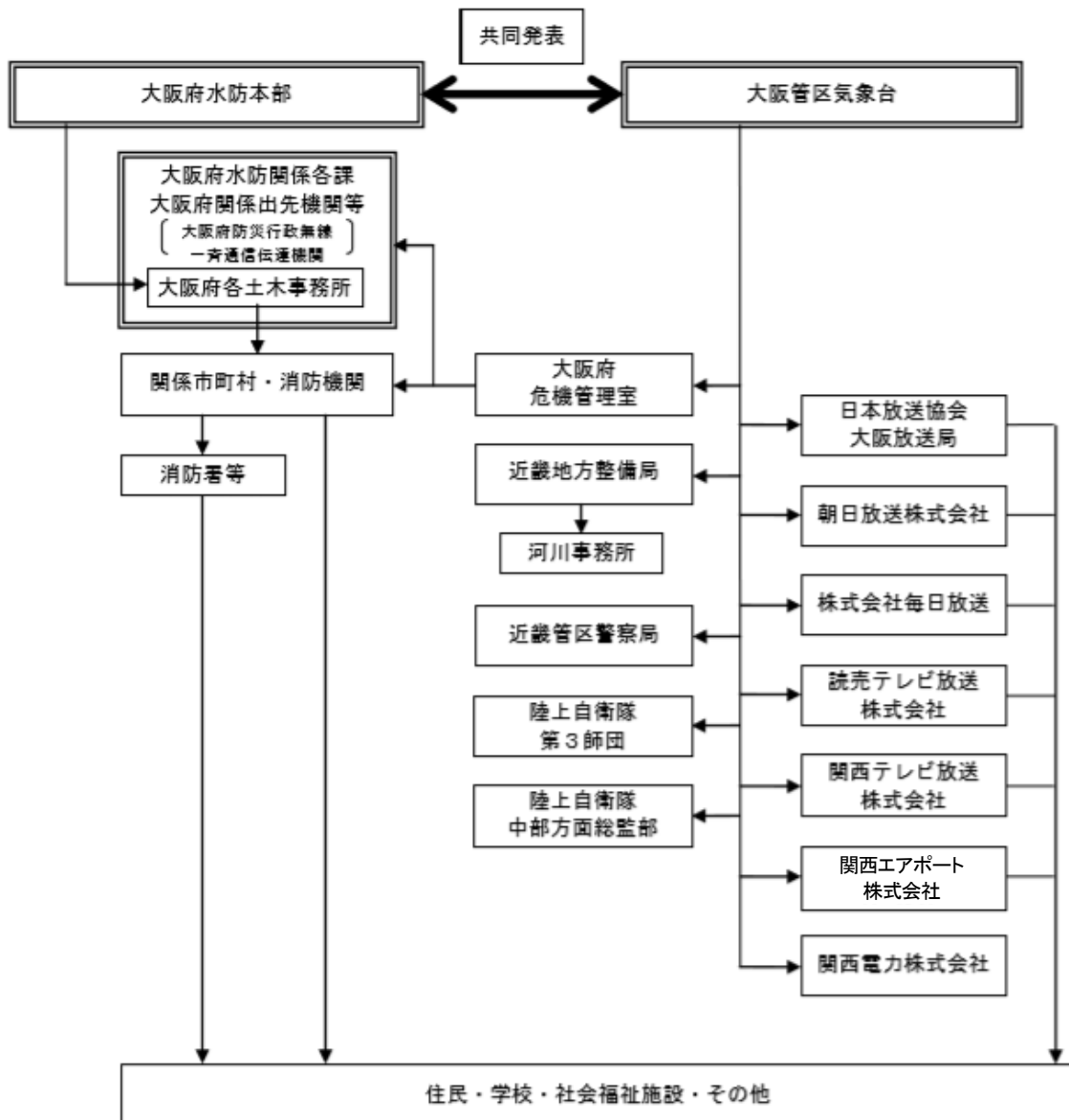
市は、上記の情報により、「豊中市避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」に準じて、次の活動を行う。

情報の種類	活動の種類
大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒判定メッシュ情報	避難準備・高齢者等避難開始の発令判断（避難準備等の目安） 警戒巡視、住民への広報等
土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報	避難勧告の発令判断、警戒巡視、住民への広報等

市は、土砂災害の前兆現象の情報収集及び災害情報の収集を行いこれらの情報を迅速に、伝達し、避難誘導體制の確立を図る。

ウ 伝達体制

【土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路】



(2) 土砂災害警戒区域等の警戒活動の基準

ア 第1次警戒体制

予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時

イ 第2次警戒体制

土砂災害警戒情報発表時

(3) 土砂災害警戒区域等の警戒活動の内容

ア 第1次警戒体制

(ア) 各危険箇所において警戒パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

(イ) 地元自主防災組織等の活動を要請する。

(ウ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(エ) 住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

イ 第2次警戒体制

(ア) 災害対策基本法に基づく避難勧告を行う。

資料: 予防-4 土砂災害警戒区域図

(4) 斜面判定士制度の活用

都市計画推進部宅地調査班は、必要に応じて特定非営利活動法人大阪府砂防ボランティア協会との連携によりパトロールを実施する。

(5) 情報交換の徹底

市、大阪府をはじめ関係団体は、気象情報等の交換に努める。

また、収集した被災現場等の画像情報については、必要に応じて、災害対策本部を通して防災関係機関へ提供し、情報の共有化を図る。

3 道路等の警戒活動

道路等の冠水等の被害、橋梁被害、公園等の樹木倒壊など、被害状況の把握に努める。

4 監視警戒活動

消防部及び消防団は、状況に応じパトロール隊を編成し、次の監視警戒任務にあたる。

ア 河川、池の水位状況

イ 道路、橋梁、その他消防活動上関係のある場所の被害状況

ウ その他、風水害二次災害予防上必要と認められる事項

第3節 応急避難

第1 指定避難所の開設・避難者の受入れ

《基本的な考え方》

気象警報等の発表又は台風の接近等により、警戒活動期に市民の避難が予想されるため、指定避難所の開設・避難者の受入れ体制の確立を図る。

《対策の体系》

指定避難所の開設・避難者の受入れ	1 警戒活動期における指定避難所開設基準 2 避難者の応急受入れ
------------------	-------------------------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
各部避難班	1 指定避難所の開設及び受入れに関すること

《対策の展開》

1 警戒活動期における指定避難所開設基準

- (1) 警戒活動期の初期においては、原則として警備員や管理者が配置されている24時間対応可能な公共施設を指定避難所として提供することとする。
- (2) 警戒活動期に避難準備・高齢者等避難開始を発令するに際しては、各河川管理者から提供を受けている浸水深等にもとづき指定避難所を開設する。
ただし、避難者の受入れ場所は体育館等避難者が利用しやすい低層階部を一時避難場所として提供する。
- (3) 避難勧告、避難指示（緊急）を発令するに際しては、河川の破堤等被害が予測されることから浸水が予測される（浸水深50cm以下の区域は除く）区域外の指定避難所を開設する。
- (4) 警戒区域を設定し区域内の住民に避難勧告等が発令するに際しては、避難すべき指定避難所を具体的に示して行うこととし、当該避難所をあらかじめ開設する。

2 避難者の応急受入れ

(1) 市民の自主的な避難への対応

風水害対策本部が設置されるまでに市民が避難を求めてきた場合は、前記1の(1)指定避難所を開設し受入れる。

なお、必要に応じて備蓄毛布を提供することとするが、食料の供給は原則として実施しないこととする。

(2) 警戒区域の設定及び避難勧告・避難指示（緊急）に伴う避難への対応

前記1の(3)、(4)の指定避難所を開設して市民を受入れるときは、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会、豊中市赤十字奉仕団、豊中市社会福祉協議会など地域住民組織と連携して避難誘導する。また、要配慮者の避難に十分配慮するとともに、要配慮者の避難については、病院等適切な施設への搬送を考慮する。

なお、備蓄物資の提供、食料の供給については、前記(1)に準じる。

第 2 警戒区域の設定

《基本的な考え方》

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

《対策の体系》

警戒区域の設定	1 設定者 2 実施方法 3 警戒区域の解除
---------	------------------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 警戒区域の設定及び解除の決定に関すること
統括チーム 消防部 消防団	1 警戒区域の設定及び解除に関すること

《対策の展開》

1 設定者

実施責任者	内容	根拠法規
市長	住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する	災害対策基本法 第 63 条
知事	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する	災害対策基本法 第 73 条
警察官	市長が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する	災害対策基本法 第 63 条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する	災害対策基本法 第 63 条
消防吏員又は 消防団員 警察官(消防吏員が 現場にいないとき)	市長の委任を受け、市長の職権を行う。	災害対策基本法 第 63 条
水防団長 水防団員 消防機関に属 する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する	水防法第 14 条

2 実施方法

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特別に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。

なお、大阪府への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- (1) 本部長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立ち入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し本部長が発令するいとまのないときは、危機管理監、消防局長が実施する。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。
- (2) 警戒区域を設定し当該区域からの退去を命じた者には、避難すべき指定避難所を示して保護することとする。
- (3) 警察官は、前記の職員が現場にいないとき、又これらの者から要求があったときは、この職権を代行することができる。この場合、事後直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。
- (4) 警戒区域の設定に必要な措置は、風水害対策本部又は災害対策本部が警察署等の防災関係機関の協力を得て実施する。

3 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告・避難指示（緊急）の伝達と同様にして速やかに警戒区域の解除を周知する。

第3 避難勧告等の発令と避難誘導

《基本的な考え方》

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び土砂災害警戒情報が発表された場合、危険区域における住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害編）（土砂災害編）」に基づいて、避難勧告・避難指示（緊急）等の発令、避難誘導等、必要な措置を講ずる。その際、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

《対策の体系》

避難の勧告及び指示	1 避難勧告等の発令 2 避難勧告等の種類 3 避難誘導 4 優先避難 5 避難勧告等の解除
-----------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 避難準備・高齢者等避難開始の発令及び解除並びに発令区域の決定に関すること 2 避難勧告・避難指示（緊急）の発令及び解除の決定に関すること
統括チーム	1 府等への避難準備・高齢者等避難開始及び対象地域に係る通知に関すること 2 避難準備・高齢者等避難開始の伝達に関すること 3 指定避難所開設準備に関すること
各部避難班 消防部（消防団）	1 指定避難所開設準備に関すること 2 避難準備・高齢者等避難開始の伝達に関すること 3 避難誘導に関すること

《対策の展開》

1 避難勧告等の発令

(1) 避難勧告等の発令手順

- ア 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告又は避難指示（緊急）を適正に発令するため、収集した情報を総合的に把握・確認する風水害対策本部会議を開催する。
- イ 会議の結果、市内の広域にわたり避難準備・高齢者等避難開始または避難勧告、避難指示（緊急）を発令する場合は、すみやかに災害対策本部体制に切り替えるとともに、必要な職員を召集、確保し指定避難所の開設、広報等の体制を整える。
緊急時は、本部長の指示により、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令し、速やかに本部員に報告する。
- ウ 避難勧告又は避難指示（緊急）を発令した場合は、速やかに大阪府に報告する。
- エ どのような状況で、どこの地域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の具体的な判断基準や対象地域の設定等については別に定める「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」

に則して対応する。

2 避難勧告等の種類

避難勧告等の種類と基準等は、次のとおりである。

なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内安全確保（屋内退避、垂直避難等）に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

また、立ち退きの指示を行う際に、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難勧告等に関する事項について、助言を求めることができる。

なお、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

災害が発生するおそれのある地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始の発令は、原則として次の基準及び内容により本部長が行うものとするが、時間的余裕があるときは警察官等の協力を得て調査し実施する。

なお、土砂災害（特別）警戒区域において、「豊中市避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」等に定める基準を超過した場合は、住民に避難の準備を広報する。

【避難準備・高齢者等避難開始】

区分	基準及び内容等
条件	・大雨警報（浸水害）、洪水注意報、氾濫注意情報（猪名川・神崎川）、予測雨量等に基づき総合的に判断する。 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、3時間後に土砂災害発生危険基準（CL）に到達すると予想されたとき
伝達内容	発令者、発令地域、避難準備（高齢者等は避難開始）すべき理由、避難先、その他必要事項
伝達方法	緊急速報メールによる伝達、Lアラート（災害情報共有システム）、おおさか防災ネット及びおおさか防災ネット（メール配信）による伝達、ケーブルテレビによる伝達、とよなか同報通信システムによる伝達など
市民に求める行動	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外のものは、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する

(2) 避難勧告及び避難指示（緊急）

危険区域の住民に対する避難のための立ち退きの勧告又は指示は、原則として次の基準及び内容により本部長が行うものとするが、時間的余裕があるときは警察官等の協力を得て調査し実施する。

【避難勧告】（災害対策本部体制において発令）

区分	基準及び内容等
条件	・大雨警報（浸水害）、洪水警報、氾濫警戒情報、実況水位、予測雨量等に基づき総合的に判断する。 ・堤防の決壊につながるような漏水の発見、又は通報があった場合 ・土砂災害警戒情報が発表され、2時間後に土砂災害発生危険基準線（CL）に到達すると予測されており、かつ、前兆現象が確認されたとき
伝達内容	勧告者、発令地域、勧告すべき事由、避難先、指定避難所に至る経路、その他必要事項
伝達方法	避難準備・高齢者等避難開始の伝達方法によるが、必要に応じ、広報車による伝達、戸別訪問による伝達など
市民に求める行動	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始

【避難指示（緊急）】（災害対策本部体制において発令）

区分	基準及び内容等
条件	・特別警報が発表された時 ・氾濫危険情報、実況水位、実況雨量等に基づき総合的に判断する。 ・堤防破堤、堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見され、人的被害の発生する危険性が高いと判断された場合 ・人的被害が発生した状況 ・既に土砂災害発生危険基準線（CL）に到達し、さらに、近隣で土砂災害が発生している、又は、前兆現象が確認されたとき
伝達内容	指示者、発令地域、指示すべき事由、避難先、指定避難所に至る経路、その他必要事項
伝達方法	避難勧告の伝達方法に加えて、警察官の協力を要請し、避難を拒否するものに避難を指示する。
市民に求める行動	・避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

※発令範囲については、特に土砂災害について、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

※住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

【避難勧告又は避難指示（緊急）の発令】

実施責任者	勧告・指示の内容	根拠法規
市長	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを勧告・指示する	災害対策基本法 第 60 条

実施責任者	勧告・指示の内容	根拠法規
知事	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代って行う	災害対策基本法 第 60 条
知事又はその命を受けた職員	洪水又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する	水防法第 29 条
警察官	市長による避難の指示ができないと認められるとき又は市長から要請があったときは、避難のための立ち退きを指示する	災害対策基本法 第 61 条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り避難等の措置を講ずる	自衛隊法第 94 条
水防管理者	洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する	水防法第 29 条

(3) 水防信号

水防法第 20 条に基づき、水防に用いる信号は別表のとおりとする。

資料:風水害-8 水防信号設置施設一覧表

3 避難誘導

(1) 統括チーム広報グループは、避難勧告等が発令された地域名、避難先、避難理由等を明示し、様々な手法により周知する。

(2) 避難者の誘導については警察官等の協力を得て、被災の大きい地域及び指定避難所より遠隔な地域から誘導を始め、誘導補助員として自主防災組織、赤十字奉仕団（分団）、自治会、町内会等の協力により避難者の誘導にあたる。

(3) 大規模の移送方法

被災地が広域にわたり、避難者を他の地域に大規模移送する必要があるときは、大阪府に応援を要請する。

この場合、事態が急迫し知事に要請するいとまがないときは、隣接市町長又は警察署、関係機関と連絡をとり実施する。

(4) 携行品の制限

避難誘導者は避難立ち退きにあたっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な立ち退きについて誘導する。

4 優先避難

避難させるときは、高齢者、障害者、傷病者、子ども、妊産婦等を優先的に避難させる。

5 避難勧告等の解除

災害に伴う危険が解消し、避難の必要がなくなったときは、直ちに様々な手法により、避難者に避難勧告等を解除した旨を周知徹底するとともに、知事に速やかにその旨を報告する。

第4章 応急対策活動

第1節 風水害対策本部体制の充実等

第1 災害対策本部の設置

《基本的な考え方》

災害が発生し、風水害対策本部機構のみでは対応できない事態が生じた場合、災害対策本部に移行し、体制の充実を図り応急対策に万全を期す。

《対策の体系》

災害対策本部の設置	1 本部会議の開催
	2 応援職員の動員要請の手順

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム	1 災害対策本部の開催に関すること 2 職員の応援要請に関すること 3 被害予測・分析等に関すること 4 情報収集及び被害状況の把握に関すること 5 水防活動記録に関すること
都市基盤部 都市基盤対策班	1 雨量情報・河川の水位情報・気象情報等の収集に関すること
統括チーム 職員動員グループ	1 関係部への応援職員の動員要請及び動員状況の取りまとめに関すること

《対策の展開》

1 本部会議の開催

なるべく定時に、災害対策本部会議を開催し、警戒活動及び応急対策活動等の状況を報告し、情報の共有化を図る。

なお、本部会議開催場所は、市役所第二庁舎3階会議室とする。

2 応援職員の動員要請の手順

風水害対策本部員のみでの対応が困難な場合は、危機管理監が各部に応援を指示する。

(1) 動員要請の手順

統括チームは、応援要請業務を整理し、各部に応援職員の動員を要請する。

(2) 動員報告

統括チームが各部に応援職員の動員要請を行うとともに、動員状況を取りまとめる。

資料:様式-2-1「動員報告書」

第 2 応援等の要請及び受入れ

《基本的な考え方》

被害が発生し、市民の生命又は財産を保護するため又は専門的な技術等が必要と判断された場合は、大阪府、他市町村及び指定地方行政機関等に対し応援・協力を要請するとともに、応援部隊の活動・宿営等のための拠点を確保するなど受入れ体制を整備し応急対策に万全を期す。

《対策の体系》

応援等の要請及び受入れ	1 大阪府への応援要請 2 協定市町への応援要請 3 その他市町村への応援要請 4 防災関係機関等との相互協力 5 広域応援の受入体制 6 緊急消防援助隊の要請 7 自衛隊に対する災害派遣要請
-------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 応援要請の決定に関すること
統括チーム	1 大阪府への応援要請に関すること 2 協定市町への応援要請に関すること 3 その他市町村への応援要請に関すること 4 防災関係機関との相互協力に関すること 5 自衛隊への災害派遣要請に関すること
各部	1 広域応援及びボランティアの受入れ体制の整備に関すること

《対策の展開》

1 大阪府への応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、知事に対し原則として文書をもって、応援又は職員派遣の斡旋を求める。ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線・電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

要請に際しては、統括チームが次の事項について明らかにして伝達する。

ア 災害の状況

イ 応援を要請する理由

ウ 応援を希望する人員・資材・機械・器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする活動内容

オ その他必要な事項

【連絡先】

名称	直通電話	F A X	大阪府防災行政無線
大阪府政策企画部 危機管理室	06-6944-6021	06-6944-6654	8-200-6041

※8-は豊中市の発信者番号

2 協定市町への応援要請

協定市町に応援を要請するときは、相互応援協定等に基づいて統括チームが行う。

【豊能地区3市2町による災害時相互応援協定締結市町及び担当部局】

市町名	所管部課名	電話	F A X	大阪府防災専用電話
池田市	市長公室 危機管理課	072-754-6263	072-752-1495	8-504-8900 FAX8800
箕面市	総務部 市民安全政策室	072-724-6750	072-724-6376	8-520-3900 FAX3800
能勢町	総務部 自治防災課	072-734-0119	072-734-0119	8-535-8900 FAX8800
豊能町	総務部 秘書政策課	072-739-3413	072-739-1980	8-534-8900 FAX8800

※8-は豊中市の発信者番号

3 その他市町村への応援要請

市長（本部長）は、上記協定市町の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めたときは、その他の市町村長に対し応援を要請する。

その他市町村からの応援に従事する者は統括チームにおいて調整のうえ、各部が受入れ、当該部長又は班長の指揮のもとで活動する。

4 防災関係機関等との相互協力

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたとき、防災関係機関等に対し、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な災害応急対策活動を実施するため、職員の派遣を要請する。職員の派遣要請は統括チームが行い、各部が受入れる。

5 広域応援の受入体制

- (1) 広域応援の要請を依頼した担当部は、要請と同時に応援部隊の受入れ体制を整える。
- (2) 受入れ担当部は、以下の記録をまとめる。
 - ア 要請先、要請時間、要請内容
 - イ 回答内容、回答時間
 - ウ 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先
 - エ 滞在期間
 - オ 搬入物資内容、量、返却義務
 - カ 応援活動実績記録
 - キ 撤収日時
- (3) 受入れ担当部は、派遣された応援部隊に対して、広域活動の地域、期間、内容等の応援活動計画を作成する。
- (4) 応援部隊は、食料、飲料水、宿泊等の手配は自らが行うことを原則とする。
- (5) 応援部隊が大量の応急活動、復旧活動用の資機材等を搬入し、活動拠点となるオープンスペースが必要な場合は、統括チームが調整する。
- (6) 臨時ヘリポートの確保等
ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期す。

資料: 予防-9 災害時用臨時ヘリポート選定基準及び選定場所一覧表

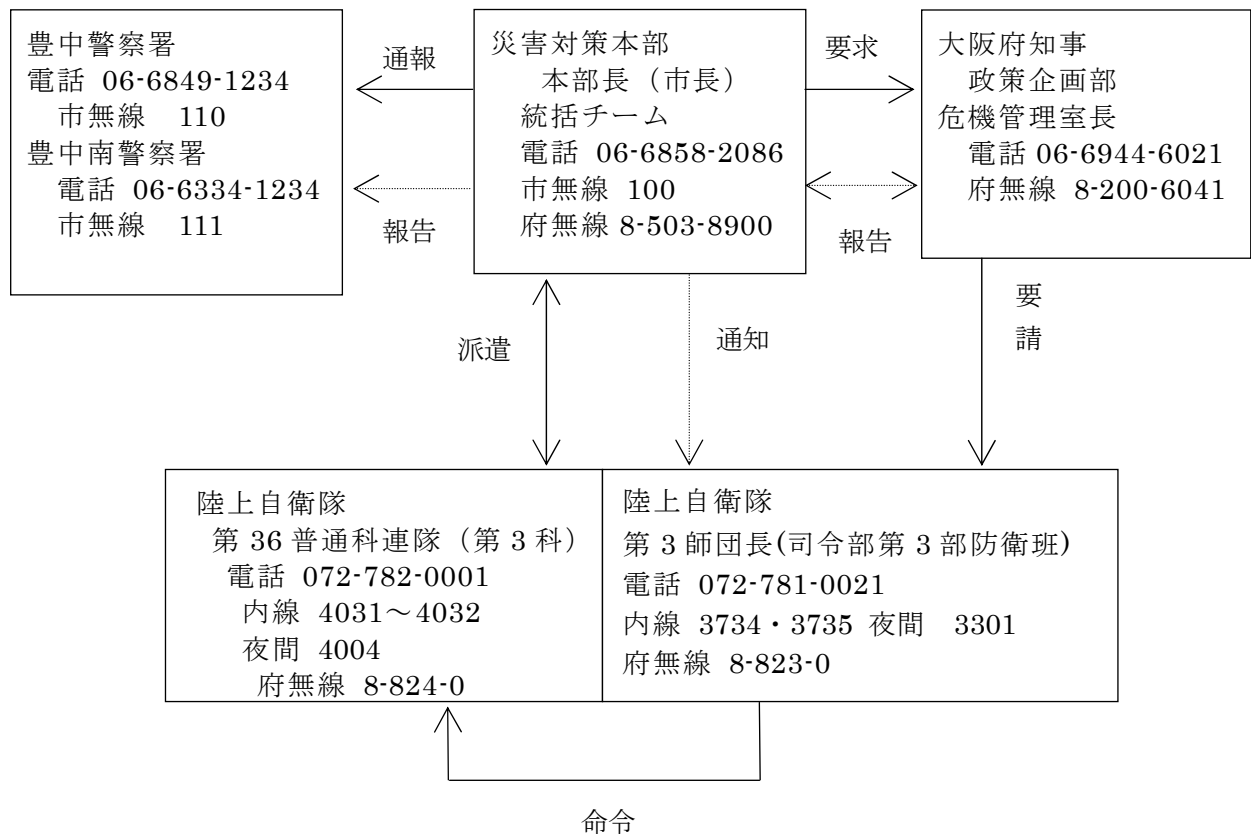
6 緊急消防援助隊の要請

本部長は、広域応援をもってしても市内災害に対する消防力が不足すると認めたときは、知事又は消防庁長官に対し応援を要請する。
消防部隊の受け入れ等は消防部が担当する。

7 自衛隊に対する災害派遣要請

- (1) 知事への派遣要請の要求
知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するときは、「災害派遣要請の要求書」に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって大阪府（政策企画部危機管理室）に要求するものとし、事後速やかに要求文書を提出する。また、関係機関に対しても通報する。
なお、派遣要請の要求の事務手続きは、次の事項を明らかにして統括チームが行う。
 - ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- (2) 自衛隊への災害状況の通知
通信の途絶等により、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請の要求ができない場合は、市長が直接自衛隊に災害の状況を通知する。この場合、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

【派遣要請等の流れ】



(3) 派遣部隊等の受入れ体制

ア 連絡員の派遣

自衛隊に対し本部に情報連絡、調整のための連絡員の派遣を要請する。また、必要に応じて自衛隊の活動地区に市の連絡員を派遣する。

イ 派遣部隊の誘導

(ア) 市内への進入ルート及び集結地点又は救援物資の受取場所等を選定し、派遣部隊を誘導する。

(イ) 自衛隊の派遣要求をしたときは、大阪府警（豊中警察署・豊中南警察署）に派遣部隊の誘導について依頼する。

ウ 受入れ体制

(ア) 連絡場所の提供

自衛隊の連絡調整のため派遣された連絡員の連絡場所を提供する。

(イ) 派遣部隊への連絡調整

本部は、市職員現地連絡担当者を指名し現地派遣部隊との連絡調整にあたらせる。

(ウ) 資機材の確保・準備

自衛隊災害派遣部隊の活動の実施にあたり、不足する資機材等は、可能な限り市が確保し調整により所要の準備を実施する。

エ その他

ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等を準備する。

(4) 自衛隊に要請する救助活動

自衛隊の派遣要請を求めることのできる範囲は、原則として、人命及び財産の救護を必要とし、かつ、やむを得ない事態の場合であって、概ね次の活動内容は次とする。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (ア) 被害状況の把握 | (キ) 応急医療、救護及び防疫 |
| (イ) 避難の援助 | (ク) 人員及び物資の緊急輸送 |
| (ウ) 遭難者の搜索救助 | (ケ) 炊飯及び給水 |
| (エ) 水防活動 | (コ) 物資の無償貸付又は譲与 |
| (オ) 消防活動 | (カ) 危険物の保安及び除去 |
| (カ) 道路又は水路の啓開 | |

(5) 知事への撤収要請の要求

災害の救援が市の機関をもって実施できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となった場合は、市長は派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議のうえ、「撤収要請の要求書」に記載する事項を明らかにして知事に要求する。

- (ア) 撤収要請日時
- (イ) 派遣された部隊
- (ウ) 派遣人員及び従事作業の内容
- (エ) その他参考となるべき事項

資料:様式-7「自衛隊の災害派遣要請の要求・撤収要請の要求様式」

第3 自発的支援の受入れ

《基本的な考え方》

災害発生後に、災害対策本部は、被災者の生活や自立を支援するとともに、行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する災害ボランティアが、効果的に支援活動を展開するための受入体制や情報提供等の活動を行う。

また、市や大阪府、防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき必要な措置を講ずる。

《対策の体系》

自発的支援の受入れ	1 災害ボランティアの受入れ 2 海外支援の受入れ
-----------	------------------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム	1 災害支援ボランティアセンターとの連絡に関すること 2 海外支援の受入れ調整に関すること
豊中市社会福祉協議会	1 災害支援ボランティアセンターの開設に関すること 2 ボランティアの受入れ及び需給調整に関すること 3 具体的な援助情報の把握と情報提供に関すること
市民協働部 市民協働総務班	1 専門ボランティアの要請に関すること 2 専門ボランティアの活動拠点の提供に関すること

《対策の展開》

1 災害ボランティアの受入れ

(1) 災害支援ボランティアセンター開設

- ア 統括チームは、災害発生後の指定避難所の状況及び災害応急対策要員の確保状況をみて、広くボランティアを募集して対応する必要があると判断した場合は、福祉部福祉総務班を通じ、豊中市社会福祉協議会に対し災害支援ボランティアセンターの開設を要請する。
- イ 豊中市社会福祉協議会は、福祉部の協力のもと、すこやかプラザに災害支援ボランティアセンターを開設する。

(2) 災害支援ボランティアセンターの業務

- ア 一般ボランティア需要の集約と総合的情報の提供
- (ア) 指定避難所や防災関係機関等における一般ボランティアの需要情報を一元的に管理する。
- (イ) 一般ボランティアに対し、ボランティア活動の内容、場所等の情報を提供する。
- イ 一般ボランティアに関する情報の一元的管理
- (ア) 一般ボランティアの活動状況等の情報を一元的に管理する。
- (イ) 市内・外のボランティア組織との総合的調整を行う。
- ウ その他
- (ア) 資機材の調達、活動時の保障（保険加入等）等、活動のための環境づくりを行う。
- (イ) 報道機関とのボランティア募集等の調整を行う。
- (ウ) 運営は、豊中市社会福祉協議会が核となる。

(3) 一般ボランティアの要請

指定避難所や物資集積場等で活動する各班は、一般ボランティアが必要な場合、必要人員、活動内容、活動場所、必要資機材等を災害支援ボランティアセンター、豊中市赤十字奉仕団、要配慮者関係団体等に要請する。

(4) 情報の提供

統括チームは、災害支援ボランティアセンターに対し、一般ボランティア活動に必要な情報の提供を行う。

(5) 一般ボランティアの活動

ア 活動の範囲

一般ボランティアの活動の範囲は、被災世帯への救援物資の配布、炊出し、情報伝達等人命に関わる課題や専門性のない範囲のものとする。

イ 一般ボランティアに要請する活動項目

- (ア) 災害発生初期の指定避難所等における運營業務への協力
- (イ) 被災者に対する炊出業務、飲料水の輸送等の業務への協力
- (ウ) 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- (エ) 高齢者、障害者等要配慮者の安否確認業務等への協力
- (オ) 高齢者、障害者等要配慮者の日常生活維持のための介助業務への協力
- (カ) 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
- (キ) 地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供
- (ク) 市が行う災害時における広報活動への協力（要配慮者向資料の作成等）
- (ケ) 負傷者の応急手当及び指定避難所・病院等への搬送
- (コ) 災害時における情報収集活動への協力（外国語通訳、手話通訳要員等を含む）
- (サ) 指定避難所・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等による）
- (シ) こころのケア業務への協力
- (ス) その他、災害の状況に応じて豊中市社会福祉協議会が判断した活動

(6) 専門ボランティアの活動

ア 応援の要請

災害発生時に応急対策を実施するにあたり、市職員のみで不足する場合は、各部は統括チームを通じて、大阪府に対しまチュア無線クラブや建築士会等の専門性をもつサークルや職能団体に応援を要請する。

イ 活動拠点の提供等

各部は、専門ボランティア活動に必要な場所やボランティア関係団体への情報の提供を行うとともに、災害ボランティア団体等の情報共有の場を設けるなど、連携のとれた支援活動を行う。

ウ 専門ボランティアに要請する活動項目

- (ア) 災害初期における消防活動
- (イ) 建物倒壊・土砂災害等による生埋者の救出活動
- (ウ) 情報収集活動への協力（アマチュア無線、タクシー無線等）
- (エ) 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧活動への協力
- (オ) 災害時総合相談窓口業務への協力（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
- (カ) その他各部が行う災害応急対策業務への協力

2 海外支援の受入れ

(1) 大阪府との連携調整

海外からの支援が予想される場合、市は大阪府に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡する。

(2) 支援の受入れ

ア 市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

(ア) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

(イ) 被災地のニーズと受入れ体制

イ 市は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

(ア) 案内者、通訳等の確保

(イ) 活動拠点、宿泊場所等の確保

第2節 被害情報等の収集・伝達

《基本的な考え方》

被害状況の把握及び応急対策の実施体制の確立のため、災害発生後、直ちに大阪府及び防災関係機関と連携し、通信又は実地調査等により情報収集・伝達活動を行う。

《対策の体系》

被害情報等の収集・伝達	1 通信の確保 2 情報の収集・伝達体制 3 住家等被害状況調査（住家被害認定調査） 4 被害状況等の報告 5 災害広報・相談対策
-------------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム	1 情報収集及び被害状況の把握、記録に関すること 2 市民からの情報提供・相談等に関すること 3 大阪府及び関係機関等との連絡に関すること 4 防災無線等、通信の確保に関すること 5 被害予測・分析等に関すること 6 臨時広報誌等の発行に係る庁内調整に関すること 7 臨時広報誌等の原稿取りまとめ及び発行に関すること 8 相談窓口に関すること
財務部家屋調査班	1 住家の被害調査に関すること
都市活力部経済班	1 事業者、農地及び農産物の被害調査に関すること
都市基盤部都市基盤対策班	1 雨量情報・河川の水位情報・気象情報等の収集に関すること
各部各班	1 災害情報の収集に関すること

《対策の展開》

1 通信の確保

(1) 関係機関の通信窓口

災害に関する情報を収集・伝達する関係機関及び各部局の窓口をあらかじめ定める。

資料:地震応急-11 関係機関の通信窓口

(2) 災害時における通信網の整備

ア 災害通信網の整備計画

統括チームは、災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、絶えず気象情報等を収集するとともに、大阪管区气象台、大阪府、豊中警察署、豊中南警察署及び関係機関から情報を収集する。

イ 電話が不通の場合、次の方法により行う。

(ア)大阪府及び府内市町村との連絡方法

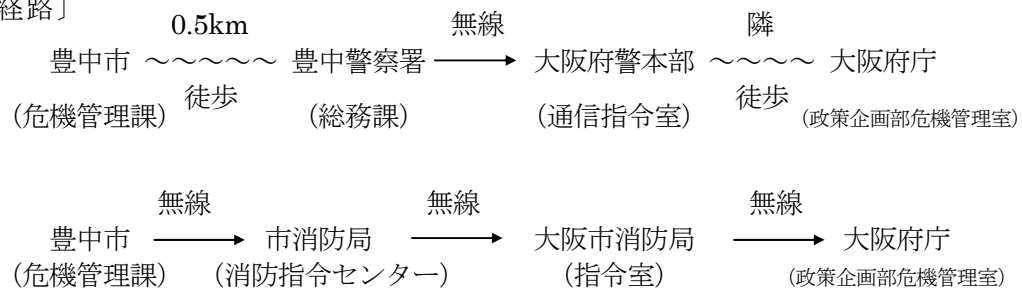
1) 大阪府防災行政無線により連絡する。

〔無線機設置場所〕

無線機・親電話機・電源装置	第二庁舎 5 階（無線室）
災害対策本部用電話	第二庁舎 3 階（無線統制室） (503-8900 FAX8800)
夜間専用電話	第二庁舎地下中央管理室 (503-8900 FAX8800)
消防局専用電話	豊中市池田市消防指令センター (403-8901)

2) 大阪地区非常通信経路計画市町村系により連絡する場合は、次の方法で連絡する。

〔通信経路〕



資料:地震応急-12 豊中市防災無線構成表

(イ)府内市町村その他関係機関などへの連絡方法

大阪府防災行政無線及び市防災無線（移動系防災行政無線を含む）を活用し連絡する。

なお、大阪府の無線が設置されていない機関については、大阪府を経由し連絡する。

2 情報の収集・伝達体制

情報収集・伝達の手順は、次のとおりとする。

- (1)風水害対策本部各部は、災害警戒活動に引き続き災害発生状況等の情報収集を行う。
- (2)各部等は、収集した情報を統括チームと協力して情報を整理し、本部会議に速やかに報告する。
- (3)都市基盤部都市基盤対策班（市民情報班）は、雨量情報・河川の水位情報・気象情報の収集を行い、その内容を統括チームにその都度報告する。
- (4)統括チームは河川に関する情報等の被害予測分析結果等を危機管理監に報告する。
- (5)統括チームは関係機関並びに周辺市町から情報収集を行う。
- (6)本部会議において決定した対策等は、出席した本部員が所属各部に連絡する。また、統括チームはその他の部局へ情報を伝達し職員への周知を図る。

- (7) 本部会議を行わないで本部長又は副本部長が決定した対策等は、統括チームが各部に連絡する。
- (8) 各部における収集・連絡方法は、各部において定める。
- (9) 収集した被災現場の画像情報については、必要に応じて、災害対策本部を通して防災関係機関へ提供し、情報の共有化を図る。
- (10) 人的被害の数（死者・行方不明者数）については、大阪府が一元的に集約・調整を行うため、適宜、市の集計結果を提供する。

資料：地震応急-9 被害状況等報告基準

3 住家等被害状況調査（住家被害認定調査）

(1) 現地調査の実施

床上浸水、床下浸水等の被害が発生した場合は、本部長の応援指示により、災害対策本部機構に基づく財務部の調査担当各班が現地調査を実施する。

ア 財務部の調査担当職員を中心として3人1組の班を構成する。

イ 調査担当の要員が不足するときは、他部からの応援又は大阪府等へ職員の応援を要請する。

ウ 可能な限り居住者又は所有者等の立会のうえで立入調査を実施し、判定に正確を期す。

(2) 災害の被害認定基準（統一基準）

住家の被害認定にあたっては、内閣府において作成された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成30年改訂）を参考に行う。なお、認定基準は次の表のとおりである。

【住家の被害の程度と住家の被害認定基準等】

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(3) 調査実施体制の強化

被災規模が大きく調査対象住家が多数・広範囲にわたる場合には、必要に応じて、大阪府に対し次の業務に係る支援を要請し、調査実施体制を強化する。

ア 住家被害業務全体を支援し、府との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー（府職員）」の派遣

イ 事前登録された住家被害認定士の派遣

資料:地震応急-10「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(抜粋)

4 被害状況等の報告

(1) 統括チームは、災害発生直後から大阪府防災情報システム等により災害体制、被害状況等を大阪府（政策企画部危機管理室）に逐次報告する。

また、土砂災害が発生した場合は、大阪府池田土木事務所にも報告する。

(2) 応急対策を終了した場合は、被害状況報告様式により報告する。

資料:様式-5「被害状況報告」

資料:様式-6「災害報告(がけ崩れ)」

5 災害広報・相談対策

(1) 広報体制の確立

危機管理監の要請により、統括チームは、予め市長が指名した広報用車両と人員により広報体制を確立する。

ア 広報活動

(ア) 統括チームは、応急対策等に係る広報内容・時期・手段を決定する。

(イ) 担当部・課は、統括チームの指示に従い広報原稿を統括チームに提出する。

(ウ) 統括チームは、広報活動資料を作成し、(ア)の決定事項により広報活動を実施する。

(エ) 広報内容は、簡潔で誤解を招かない表現に努める。

イ 多様な広報活動の展開

災害発生直後、多様な手段で広報活動を実施する。また、広報を効果的にするために市民の注意喚起を行うサイレンの吹鳴を併用して行うことがある。

(ア) とよなか同報通信システムによる広報

(イ) 広報車による広報

(ウ) 緊急速報メール

(エ) おおさか防災ネット

(オ) 報道機関を活用した広報

(カ) 広報誌（臨時号を含む）、又はチラシ等による広報

(キ) 市内郵便局、並びに、自治会その他応援協力団体等を通じた広報

(ク) ジェイコムウェスト、エフ・エム千里、インターネット等を活用した広報

(ケ) メール配信（おおさか防災ネットのメール配信機能）を活用した広報

これらのほか、各部等は、各部避難班の協力による、指定避難所等における掲示広報を活用した広報を実施する。

なお、点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報を行う。

資料:地震応急-13 災害時広報車両一覧表

ウ 災害の記録

統括チーム広報グループは、災害対策に資するため、各部の協力を得て災害状況等を写真、ビデオ等で収集記録する。

エ 市民広報

(ア) 災害発生直後に特に必要な広報

- 1) 避難勧告、避難指示（緊急）の呼びかけ
- 2) 避難行動要支援者保護及び人命救助等の協力呼びかけ
- 3) 救急医療情報（救護所、医療機関の開設状況等）
- 4) 緊急交通路、交通規制情報及び自動車使用自粛の呼びかけ

(イ) その後の広報

- 1) 被災状況、二次災害の危険性に関する情報
- 2) 被災者支援施策や救援活動に関する情報
- 3) 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報等
- 4) ライフラインや交通施設等の復旧状況
- 5) 医療機関などの生活関連情報
- 6) 交通規制情報
- 7) 避難所情報
- 8) 復興情報
- 9) 住民の安否確認情報

オ 報道機関との連携

- (ア) 報道機関への広報窓口は統括チーム広報グループに一元化し、発表時刻等を明確にする。
- (イ) 被害状況及び応急対策状況等の情報を発表し、報道依頼を行う。
- (ウ) 発表場所は、豊中記者室とする。
- (エ) その他必要に応じてファクシミリ等で報道機関に情報を提供する。

(2) 市民相談窓口の開設

統括チームは、災害発生後の市民からの問い合わせや相談に対応等するため、市民相談窓口を開設する。

ア 実施体制

市民相談窓口では、市の応急対策の実施状況、被害状況、各種支援施策等に関する情報等を整理し、被災した市民からの問い合わせ・相談・要望・苦情等の処理にあたる。

- (ア) 統括チームでの対応が困難なときは、本部長の指示により市民協働部救援物資班が相談窓口を開設し、相談等の対応にあたる各部の職員により、電話及び市民対応業務を実施する。
- (イ) 相談窓口の開設時には、広報誌等で市民へ周知する。
- (ウ) 被害の状況に応じて、出張所等で相談窓口を設置する。
- (エ) 問い合わせ専用電話・ファクシミリを用意し、問い合わせに対応する。

イ 要望の処理

- (ア) 相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し早期解決を図る。
- (イ) 相談内容や要望事項を取りまとめ、統括チームに報告し、本部での対策検討等の資料とする。
- (ウ) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

資料:様式-3「相談等連絡用紙」

第3節 水防作業

《基本的な考え方》

洪水等に際し、水災を警戒・防ぎよするとともに、これに起因する被害を軽減するため、堤防に異常がある場合は、速やかに水防工法を実施する。

《対策の体系》

水防作業	1 水防工法 2 応援要請 3 相互協定
------	----------------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
都市基盤部都市基盤対策班 上下水道部 水道復旧班 下水道管きよ班	1 水防作業の実施に関すること
都市基盤部 都市基盤総務班	1 人員及び資材の輸送に関すること
統括チーム 物資等調達グループ	1 水防作業に必要な資機材の調達に関すること
統括チーム	1 自衛隊への災害派遣要請に関すること 2 水防管理団体への応援要請に関すること

《対策の展開》

1 水防工法

工法は、その選定を誤らなければ種類の工法を施工するだけで、成果をあげ得る場合が多い。しかし、時には数種の工法を施工し、初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い、極力防止に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては堤防の組織、材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して、最も有効でしかも使用材料がその附近で得易い工法を施工すること。

水防作業を必要とする異常状態と現象を大別すると次のとおりであり、その各々に適する工法は、資料編記載のとおりである。

ア 越水による場合

堤防から水があふれて、堤防の裏法面から決壊していく。

イ 浸透による場合

河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が決壊していく。

ウ 洗掘による場合

河水の流勢や波浪により表法面が洗掘されて決壊していく。

また、ため池の措置については、警戒水位以上に水位の上昇が予測されるときは、その危険性を確かめ、下流部の影響を考慮の上、適当な措置をとる。

なお、水防工法の分類は、次のとおりである。

資料:風水害-9 水防工法一覧表

2 応援要請

(1) 水防管理団体の応援

水防法第 16 条に基づき、風水害対策本部長は緊急の必要あるときは、他の水防管理者、消防機関の長に対して応援を求める。

応援のため派遣された者は所要の資機材を携行し、応援を求める水防管理者の所轄の下に行動する。

(2) 自衛隊の応援

「第 4 章第 1 節第 2 応援等の要請及び受入れ」に基づき、応援要請する。

3 相互協定

隣接する水防管理団体と協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互協定しておく。

第 4 節 消防活動

《基本的な考え方》

災害発生時における消防活動は、災害の規模及び態様、さらに発生件数に応じて、効率的な消防力の運用により人命の安全確保と被害の軽減、二次災害の防止を図ることなどを活動の主眼とする。

人命救助、負傷者に対する応急手当など限られた消防力を水防作業・救助・救急などに分散対応せざるを得ず、消防職・団員及び機械器具等を最大限活用し、効率的な消防活動に努める。

なお、この計画における消防部の役割については、概略的な活動を記述したもので、細部にわたる活動は「豊中市消防計画」（以下「消防計画」という。）に委ねる。

《対策の体系》

消防活動	1 情報収集活動 2 消防広報活動 3 救助活動 4 救急活動 5 消防広域応援の要請等 6 消防団の活動 7 自主防災組織の活動 8 惨事ストレス対策
------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
消防部 消防統括班	1 消防活動方針の決定に関すること 2 非常警備体制に関すること 3 協定等に基づく応援要請と受入れの決定に関すること
消防部 災害指揮班	1 協定等に基づく応援要請と受入れの調整に関すること 2 防災関連機関、医療機関との連絡調整に関すること
消防部 情報整理班	1 災害情報、被害状況（水利に関するものを除く。）等の整理に関すること
消防部 支援班	1 重機、資機材、消耗品等の確保に関すること 2 広報広聴に関すること
消防部 通信指令班	1 災害受信及び出動指令に関すること。
消防部 情報収集班	1 災害情報、被害状況等の収集と仕分けに関すること
消防部 北署大隊 南署大隊	1 消火活動に関すること 2 火災警戒区域・消防警戒区域の設定に関すること 3 救助・救急活動に関すること

実施担当	実施内容
消防団	1 消火活動に関すること 2 火災警戒区域・消防警戒区域の設定に関すること 3 救助・救急活動に関すること

《対策の展開》

1 情報収集活動

災害発生直後において、消防部が災害応急対策活動を実施するにあたり、消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動期の情報をいち早く収集するかにかかっている。しかし、初期の段階においては、防災関連情報の空白化が予測されることから、多様な手段を利用した迅速・的確な情報収集体制を確立する。

「第4章第2節 被害情報等の収集・伝達」に定めるほか、消防部の情報収集活動は次のとおりとする。

(1) 参集途上の情報収集

参集者は、参集途上の道路状況、被害状況など消防活動に影響を及ぼす重要な情報の収集に努めるとともに、参集後直ちに知り得た情報を整理して所属班長等に報告する。

(2) 通信施設による情報収集

通信指令班は、119番災害通報、携帯電話及び消防無線など通信施設を利用した情報の収集に努める。

(3) 消防団員からの情報収集

支援班は消防団本部と連携して、団員の参集状況、分団区域内の被害状況、分団の活動状況などの情報を収集し整理する。

(4) 災害現場からの情報収集

北・南署大隊は、災害現場において自治会、自主防災組織など応援協力団体や先着している防災関係機関からの情報を収集し情報収集班・災害指揮班へ報告する。

(5) 情報の伝達

災害指揮班は、あらゆる情報媒体を活用して収集した情報の整理・分析を行い効率的な部隊運用を行うとともに、統括チームに報告する。

2 消防広報活動

119番災害通報と並行して、住民や報道機関からの被害情報、安否情報、生活情報等の問い合わせの殺到が予測されるが、消防部で把握した災害状況、消防活動状況については、消防部支援班及び北・南署大隊が一体となって迅速に現場広報する。

「第4章第2節 被害情報等の収集・伝達」に定めるほか、消防部の広報活動は次のとおりとする。

(1) 災害状況の現場広報

被害の大きな地域等を優先して、被害状況、消防隊の活動状況などに関する現場広報を行い住民の動揺を防止する。

(2) 警戒区域の現場広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために警戒区域を設定したときは、区域内からの退去又は出入りの禁止若しくは制限等を現場広報する。

(3) 避難勧告・避難指示（緊急）の現場広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民に危険が切迫し、緊急に避難させる必要が生じたときに、本部長から発令される避難勧告・避難指示（緊急）に基づき、危機管理監から指示があったときは、統括チーム広報グループと連携し避難行動要支援者の安全確保と併せて、避難場所から遠い住民を優先に現場広報する。

(4) 広報体制

災害発生と同時に消防広報体制を確立し、支援班は統括チーム広報グループとの連携のもと報道機関への広報並びに市民への広報等を実施する。

3 救助活動

災害時には、多種多様な救助事案が発生することが予測される。このため、自衛隊、警察等関係機関との協力・連絡体制を確保し救助活動を行う。

＜救助活動の原則＞

- ア 同時に複数の救助事案が発生した場合は、原則として、少数の隊員で多数の人命を救助できる事案に主力を注ぐ。
- イ 高層ビル、地下街等多数の者を収容し、パニック等により多数の人命危険が予測される建築物等を優先する。
- ウ 複数の救助事案が発生している場合、二次災害の発生のおそれのあるものを優先する。

4 救急活動

災害時には、多数の救急事案が発生することが予想されるため、医療機関、豊中市医師会等との協力・連絡体制を確保し応急救護所の開設など救急活動を行う。

＜救急活動の原則＞

- ア 傷病者が多数発生している災害現場直近には、応急救護所を設置し、救急活動を行う。
- イ 救急処置は、救命処置を必要とする重傷者を優先し、その他の軽傷者はできるだけ自主的な処置を行わせる。
- ウ 市立豊中病院が派遣する、医療救護班との連携・協力により救急活動を行う。
- エ 多数の傷病者が発生している災害現場では、救命措置の必要な傷病者を優先して搬送するために、傷病程度を選別するためのトリアージタグを活用した救急活動を行う。
- オ 受入れ可能な救急医療機関やその他の医療機関の情報を収集し、後方医療機関等へ搬送できる体制を確立する。
- カ 遠距離医療機関への救急搬送については、交通渋滞等の道路状況により救急車による搬送が困難となることが予測されることから、ヘリコプターによる搬送を検討する。

5 消防広域応援の要請等

(1) 応援の要請

災害の規模により、現有消防力を結集しても消防力が不足することが見込まれる場合は、隣接市町との消防相互応援協定に基づく応援消防隊、大阪府下広域消防相互応援協定に基づ

く応援隊及び大阪府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」に基づく緊急消防援助隊との連携及び受入体制の整備を図る。

(2) 応援要請の手続

ア 隣接市町等への応援要請は、消防局長が必要と認める場合に協定に定める事項を明らかにして行い、応援要請後は速やかに本部長へ報告する。

イ 応援消防隊、応援隊及び緊急消防援助隊等の応援要請をする場合は、大阪府知事を経由して国（総務省消防庁長官）に要請する。

(3) 応援要請の体制整備

応援消防隊、応援隊及び緊急消防援助隊等の活動が効果的に行えるように、消防無線の統制、燃料などの補給体制、受入れ体制等を整備する。

6 消防団の活動

消防団は、地域に密着した消防機関としてその活動が大きく期待されており、災害対策上からも重要な任務を担っている。北・南署大隊と連携して区域内の住民に対して救助・救護等の消防活動にあたる。

(1) 情報の収集・伝達

災害時の初期活動を行うとともに、伝令等により、消防活動上必要な情報や被害状況の情報収集・伝達を行う。

(2) 救出・救護

北・南署大隊と連携して救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置を行う。

(3) 避難誘導

避難勧告・避難指示（緊急）等が出された場合は、地域住民に伝達するとともに消防部との連携を取りながら避難者の安全確保と誘導を行う。

7 自主防災組織の活動

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。

また、消防署、警察署等、防災関係機関との連携を図る。

8 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第 5 節 堤防等の決壊の通報及び決壊後の処置

《基本的な考え方》

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに関係機関に通知するとともに、氾濫による被害の拡大防止に努める。

《対策の体系》

堤防等の決壊の通報及び決壊後の処置	1 堤防等の決壊の通報 2 決壊後の処置
-------------------	-------------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
都市基盤部 都市基盤対策班	1 河川の監視に関すること 2 ため池の監視に関すること
統括チーム	1 情報収集及び被害状況の把握に関すること 2 各部との連絡調整に関すること 3 大阪府及び関係機関との連絡に関すること
消防部	1 情報収集及び被害状況の把握に関すること
都市計画推進部 河川監視班	1 河川の監視に関すること（神崎川については、淀川右岸水防事務組合）

《対策の展開》

1 堤防等の決壊の通報

水防法第 25 条に基づき、堤防その他の施設が決壊したときは水防管理者（市長＝災害対策本部長）又は消防長は直ちにその旨を大阪府（政策企画部危機管理室）をはじめ関係機関及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

【関係機関の連絡窓口】

機関名及び連絡窓口	所在地	電話番号
大阪府 政策企画部危機管理室	大阪府中央区大手前 3-1-43 大阪府庁舎新別館北館	代表 6941-0351 直通 6944-6021 大阪府無線 8-200-6041
近畿地方整備局猪名川河川事務所 工務課	池田市上池田 2-2-39	代表 072-751-1111
豊能府税事務所 総務課	池田市城南 1-1-1	代表 072-752-4111
大阪府池田土木事務所 地域支援・企画課	池田市城南 1-1-1	代表 072-751-8321 大阪府無線 8-301-375
西大阪治水事務所 神崎川出張所	大阪市淀川区新高 5-18-25	6393-0221
豊中警察署 警備課	豊中市南桜塚 3-4-11	代表 6849-1234
豊中南警察署 警備課	豊中市庄内西町 5-1-10	代表 6334-1234
淀川右岸水防事務組合事務局	大阪市淀川区新北野 1-11-11	6302-8721～2 大阪府無線 8-852-0
陸上自衛隊第 36 普通科連隊第 3 科	伊丹市緑丘 7-1-1	072-782-0001 内線 4031～4032 夜間 4004 大阪府無線 8-824-0

2 決壊後の処置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者（市長＝災害対策本部長）及び消防局長は水防法第 26 条に基づき、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第 6 節 二次災害の防止

《基本的な考え方》

大雨による浸水、土砂崩れ及び建築物の倒壊など二次災害を防止するため、施設の被害調査の実施やその結果を踏まえ、関係機関と協力して必要な措置を講ずる。

《対策の体系》

二次災害の防止	1 二次災害情報の収集・伝達 2 土木構造物等の応急対策 3 危険物等の応急対策
---------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム	1 災害危険箇所情報等の収集に関すること 2 二次災害防止に係る関係機関との連絡調整に関すること 3 大阪府及び関係機関への応援要請に関すること
都市基盤部 都市基盤対策班	1 土木構造物等の応急措置に関すること 2 土砂崩れ等の危険箇所の点検に関すること
都市計画推進部 都市計画推進対策班	1 宅地等の被害状況調査に関すること 2 土砂崩れ等の危険箇所の点検に関すること
消防部	1 災害危険箇所情報等の収集に関すること 2 危険物施設の被害情報の収集等に関すること
各施設管理者	1 公共施設の応急措置に関すること

《対策の展開》

1 二次災害情報の収集・伝達

土砂崩れ等の危険箇所調査等については、専門家による調査体制を早期に確立し、必要な情報の収集・伝達を行う。

また、警察や道路・河川管理者あるいは電力・ガス等の関係事業者と密接な連携により二次災害情報の収集・伝達を行う。

(1) 関係機関との連携

ア 統括チーム統括グループは、二次災害の防止対策について、関係機関と連携を図る。

イ 土砂崩れや堤防損壊等の防止対策について、道路管理者や河川管理者との連携を図る。

ウ 電気・ガス等に関する二次災害防止対策について、関係事業者と連携を図る。

(2) 情報収集

ア 消防部は、災害危険箇所等を中心とした緊急パトロールを行うことにより、現場情報を収集する。

イ 災害危険箇所等についての情報は、市民や消防団等からも収集する。

2 土木構造物等の応急対策

(1) 公共施設

各部は、市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検、調査を迅速に行い、応急措置を実施する。

ア 応急措置が可能なもの

(ア) 危険箇所があれば緊急に保安措置を行う。

(イ) 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を行う。

(ウ) 電気、ガス、通信等の応急措置及び補修が必要な場合には、関係機関と連絡をとり、応援を求め実施する。

イ 応急措置の不可能なもの

被害の防止措置を重点に実施する。

(2) 宅地等

都市計画推進部宅地調査班は、被害状況の早期把握に努め、危険箇所に対する調査を速やかに行い、二次災害の防止に努める。また必要に応じて統括チームは、大阪府等に斜面判定士の応援を要請する。

資料: 予防-4 土砂災害警戒区域図

(3) 土木構造物

都市基盤部道路班は、土木構造物が著しい被害を受けて、二次災害が生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 危険物等の応急対策

(1) 施設管理者による危険物等の点検、通報

危険物施設等の管理者は、地震災害時ただちに危険物施設等の点検を行い、異常があるときには速やかに市及び関係機関に通報・連絡する。

(2) 避難及び立ち入り制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに各種防災設備を活用した初期防除を実施し、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

(3) 施設の点検、応急措置

消防部は、爆発などの二次災害防止のため、必要に応じて危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等の取扱施設への立入検査など、適切な措置を講ずる。

(4) 応援の要請

統括チームは、災害の規模状況を判断し、必要に応じ相互応援協定等により知事又は近隣市町長に対し応援を要請する。

第 7 節 水防法による権限の行使

《基本的な考え方》

水防のため、緊急の必要があるときは、水防の現場において土地及び資材等を使用するとともに、障害物を処分し水防作業等を実施する。

《対策の体系》

水防法による権限の行使	1 公用負担 2 費用負担
-------------	------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
市長（本部長）	1 公用負担権限の行使決定に関すること
都市基盤部都市基盤対策班 消防部	1 風水害作業に関すること 2 公用負担の行使に関すること 3 公用負担の報告に関すること
統括チーム	1 公用負担の取りまとめ及び損失補償に関すること 2 応援水防管理団体の水防費用の負担に関すること 3 水防費用の大阪府への補助申請に関すること
財務部財政総務班	1 水防に係る費用の取りまとめに関すること

《施策の展開》

1 公用負担

(1) 公用負担権限

水防法第 28 条に基づき、水防のため必要あるときは、水防管理者（市長＝本部長）又は消防局長は次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 土地、土石、竹木その他の資材の収用
- エ 車馬、その他運搬具、又は器具の使用
- オ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

水防法第 28 条により、公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防局長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次の証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

第 号

公 用 負 担 権 限 証 明 書

身分

氏名

上の者は（水防管理者又は消防局長氏名）の命に基づき〇〇の区域における
水防法第 28 条第 1 項の権限を行使するものであることを証明する。

年 月 日

（水防管理者又は消防局長氏名） 印

(3) 公用負担の証票

水防法第 28 条に規定により公用負担の権限を行使したときは、次の証票を 2 通作成して、
その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

〇 〇 之 証				
負担者		住所		
氏名				
物 件	数 量	負担内容（使用、収用、処分等）	期 間	摘 要

年 月 日

命令者 氏名 印

(4) 損失補償

上記権限行使によって、損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその
損失を補償する。

2 費用負担

(1) 応援水防管理団体の費用負担

市域内の水防に要する費用は、水防法第 42 条により、各々豊中市が負担する。ただし、
他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水
防管理団体との協議によって決める。

(2) 大阪府の補助

水防法第 44 条に基づく、水防に係る費用の大阪府補助については、統括チームが財政総務班と協議し補助申請する。

なお、各部は、水防に係る費用を速やかに算出し、財政総務班及び統括チームに報告する。

第 8 節 指定避難所の開設・運営

第 1 指定避難所の開設・運営

《基本的な考え方》

災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者で、避難を要する者を一時的に受入れ保護するため、指定避難所を開設する。

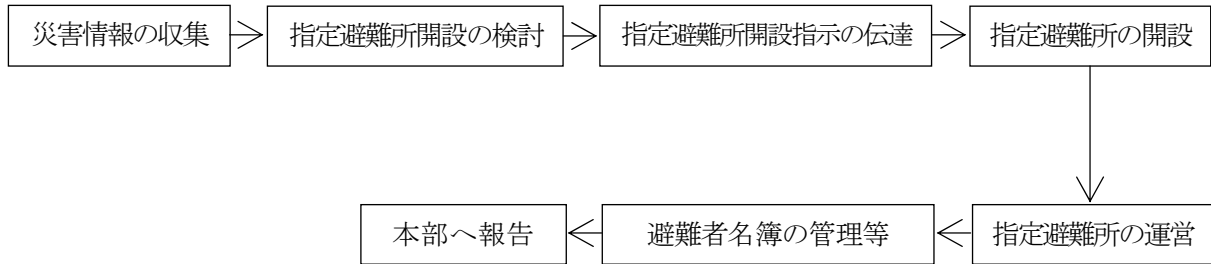
《対策の体系》

指定避難所の開設・運営	1 指定避難所の開設 2 指定避難所の運営 3 指定避難所の閉鎖等 4 災害救助法の実施基準 5 指定避難所以外の避難者への対応 6 指定避難所の早期解消のための取組み等
-------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
教育部教育総務班	1 指定避難所の開設の総合調整に関すること 2 臨時避難所の指定に関すること
施設を所管する部の 総務班	1 指定避難所の開設・管理に関すること 2 指定避難所の閉鎖に関すること 3 指定避難所運営への避難者の協力依頼に関すること 4 指定避難所でのプライバシーの保護に関すること 5 指定避難所での広報に関すること
福祉部援護班	1 避難所生活が困難な高齢者、障害者等の他施設への搬送に関すること 2 要配慮者への配慮に関すること
健康医療部 健康医療班	1 指定避難所への医療救護班の派遣に関すること 2 指定避難所でのメンタルケアに関すること
環境部廃棄物対策班	1 仮設トイレ（簡易トイレ含む）の設置に関すること 2 指定避難所の廃棄物の処理に関すること
都市計画推進部 都市計画推進総務班	1 指定避難所の要配慮者等の応急仮設住宅、公的住宅等への優先入居等の措置に関すること
都市計画推進 都市計画推進対策班	1 開設した指定避難所の応急危険度判定調査に関すること
各施設管理者	1 指定避難所の開設に関すること 2 指定避難所運営への協力に関すること 3 指定避難所の閉鎖に関すること

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、指定する避難所の全て又は一部を開設することとし、避難施設を所管する部長は各避難班に開設を指示する。

ただし、現に避難者が指定避難所への受入れを求めてきたときは、指定避難所の施設管理者等は避難者を受入れるとともに、速やかに所属避難班長に連絡する。

資料: 予防-12 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表

資料: 様式-4-1 「指定避難所等一覧集計用紙」

資料: 様式-4-2 「指定避難所別直後情報に基づく応急対策の検討」

資料: 様式-4-3 「直後情報に基づく応急対策(緊急性の高いもの)＜集計表＞」

資料: 様式-8 「指定避難所の報告用紙(開設・定時・閉鎖)」

(2) 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

(ア) 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

(イ) 現に被害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ア) 避難勧告・避難指示（緊急）が発せられたとき

(イ) 避難勧告・避難指示（緊急）は発せられていないが、緊急に避難することが必要であるとき

ウ その他避難が必要と認められるとき

(3) 指定避難所の開設方法

ア 勤務時間内の指定避難所開設

(ア) 各部避難班長は、指定避難所となる施設管理者に対して開設を指示する。

(イ) 避難者が受入れを求めた場合は、本部からの指示がなくとも施設管理者が開設し、所属避難班長にその旨を報告する。

イ 勤務時間外の指定避難所開設

(ア) 施設の宿日直者又は警備担当者が施設管理者の指示により開設する。施設の日直者等が不在の場合は、指定避難所開設要員が開設する。

(イ) 避難者が受入れを求めた場合は、本部からの指示がなくとも施設管理者が開設し、所属避難班長にその旨を報告する。

ウ 避難施設を所管する部の総務班は、指定避難所の開設情報をとりまとめ、教育部教育総務班に報告する。なお、開設報告は原則として危機管理対策支援システムによるが、シス

テムが使用できない場合には、避難の報告用紙を使用する。

エ 指定避難所の開設にあたり、施設管理者又は指定避難所開設要員等は、施設の安全確認を行う。

オ 都市計画推進部都市計画推進対策班は、他の被災建物の応急危険度判定調査に優先させて指定避難所の危険度判定を行う。判定結果により指定避難所として開設することが危険な場合は避難施設を所管する部の総務班に連絡する。

(4) 臨時の避難所

指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合には、避難施設を所管する部の総務班長は、避難者に指定避難所に避難するよう指示する。ただし、指定避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得た上で、臨時の避難所として指定する。

2 指定避難所の運営

(1) 運営

指定避難所の運営は、初期段階では市職員等が中心となっていくが、清掃、衛生管理、雑用水の利用、電話呼出し等について、避難者による自主的な運営を促す。その際には、性別や年齢、障害の有無などによるニーズの違いを把握し、固定的な役割分担にとらわれないようにするため、運営組織の管理責任者には多様な立場の人を配置し、また役員のうち3割以上が女性となるよう促す。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるものとする。

(2) 避難者の把握

ア 各部の避難班は、指定避難所ごとにそこに入所している避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等（自宅、テント及び車等の指定避難所外で生活している人）に係る情報の把握に努め、大阪府への報告を行うとともに、避難所運営を円滑に行うため、プライバシーの保護に留意して、避難者名簿を作成する。

イ 把握した避難者数を定時に避難施設を所管する部の総務班に報告するとともに、各部の総務班は教育総務班に定時に報告する。

ウ 教育総務班は、統括チーム物資等調達グループに指定避難所ごとの避難者数を定時に連絡する。

資料:様式-9-1「避難者名簿」

資料:様式-9-2「避難者調べ」

(3) 仮設トイレ（簡易トイレ含む）対策

ア 仮設トイレ設置の基準

環境部廃棄物対策班は、避難者や施設の被害状況から、必要に応じて次の基準をめやすに仮設トイレを設置する。

【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ種別	必要とする住民あたりの必要数
組立型	1 基／500 人（大阪府が準備する基準）
ボックス型	1 基／100 人

イ 仮設トイレの管理

(ア)環境部廃棄物対策班は、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。

(イ)避難者等が自主的に、日常の清掃等の管理を行う。

(4) 女性や子育て家庭のニーズへの配慮

市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点又は性別に配慮した視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布などによる指定避難所における安全性の確保、安全に配慮したトイレ・更衣室・入浴設備等の整備（昼夜を問わず誰もが安心して使用できる場所を選び、照明をつけるなど）、女性相談員を配置した相談窓口の設置など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

また、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの役割として、女性相談窓口の設置等、女性支援のためのボランティアなどの活動支援を行う。

(5) 要配慮者への配慮

福祉部援護班及び避難班は、要配慮者に対し次の事項に配慮する。

ア 高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品等の支給等に配慮する。

イ 事前に把握している寝たきり等で指定避難所での生活が困難な者については、本人の意思を確認したうえで福祉避難所（二次的避難所）への避難及び社会福祉施設等への入所を案内する。

ウ 介護が必要で、指定避難所での集団生活を行うことが困難であると市が判断する高齢者、障害者等についても、本人の意思を確認したうえで福祉避難所（二次的避難所）への避難及び社会福祉施設等への入所を案内する。

エ 要配慮者の病状等により、必要に応じ後方の病院等適切な施設への搬送措置をとる。

オ 指定避難所における要配慮者の生活の安定を確保するため、介護等の必要な措置をとる。

資料: 予防-12 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表

(6) 指定避難所における情報提供

各部避難班は、指定避難所において次のとおり情報提供を行う。

ア 指定避難所において各種運営情報を口頭・ビラ・掲示板・アナウンス等で伝える。

イ 水、食料、日用品、医療品等の支給等について広報する。

ウ 被害状況や安否情報等について広報する。

エ 災害対策本部の窓口として、指示に基づき各種災害対策や支援情報を提供する。

(7) 一般ボランティアの要請

ア 一般ボランティアの受入れは、「第4章第5節 自発的支援の受入れ」に定める災害救援ボランティアセンターが行う。

イ 一般ボランティアが必要な場合は、必要人員、活動内容、活動場所、必要資機材等を災害支援ボランティアセンターに要請する。

ウ 各部避難班は、ボランティア活動に必要な情報を提供する。

(8) 指定避難所の環境保護の方針

ア 健康医療部健康医療班は、豊中市医師会等と連携し、指定避難所への救護班の派遣（巡回）を行う。

また、避難生活が長期化した場合、メンタルケアの専門チームの派遣を行う。

イ 都市計画推進部都市計画推進総務班は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、要配慮者に対しては、避難生活が長期化すると予想される場合、応急仮設住宅や公的住宅、その他施設への優先入居等の措置を講ずる。

ウ 各部避難班は、指定避難所におけるプライバシーの保護に努める。

エ 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。

オ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

(9) 避難所生活長期化に対応する環境整備

避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、指定避難所運営には特に次の事項に留意する。なお、各指定避難所の運営者とともに、避難所施設の良い生活環境を継続的に確保するよう努める。

ア 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。

イ トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。

ウ 避難して助かった被災者が、指定避難所で亡くなることのないよう、避難所生活の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止）

エ 指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。

オ 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。

カ 乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。

キ 女性用物干し場を設置する。

ク トイレ・更衣室以外にも男女各々等の性別に配慮した専用スペースを設置する。

ケ 指定避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。

(10) 愛玩動物の受入れ対策

ア 大阪府と連携し、相談・保護等について獣医師会及び動物愛護団体に要請する。

イ 指定避難所での愛玩動物の飼育については、避難者が相互に話し合い運営する。

ウ 愛玩動物の所有者は、飼育困難等の事情により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

(11) 外国人への配慮

人権部及びとよなか国際交流協会と連携し、外国人に対して、外国語での避難所施設の案内表示や情報提供など、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

3 指定避難所の閉鎖等

(1) 指定避難所は、応急対策や復旧状況等を勘案し、適宜閉鎖する。

(2) 指定避難所を退去する場合、避難者が自宅等から持参したもの、及び市が避難者に支給し

- たもの（貸与品は除く）は避難者が各自持ち帰る。
- (3) 指定避難所を閉鎖した場合、避難施設を所管する部の総務班は、本部へ報告する。

4 災害救助法の実施基準

資料:地震応急-16 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)

5 指定避難所以外の避難者への対応

- (1) 車中泊避難者や指定避難所に滞在することができない在宅避難者など指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、保健医療サービスの提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援に努める。
- (2) 被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

6 指定避難所の早期解消のための取組み等

- (1) 避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。
- (2) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。
- (3) 府、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

第2 食料・飲料水・生活必需品の供給

《基本的な考え方》

指定避難所に入所している者や、住家が被害を受けたため炊事が不可能な者、生活必需品を失った者に対して食料や飲料水、生活必需品を供給する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

《対策の体系》

食料・飲料水・生活必需品の供給	1 食料供給の方針 2 食料の調達・搬送 3 食料の配給 4 炊き出しの実施 5 応急給水体制（本部長の応援指示により、上下水道部が実施） 6 生活必需品供給の方針 7 生活必需品の調達・搬送 8 物資の配給 9 災害救助法の実施基準
-----------------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
福祉部	1 食料及び生活必需品の搬送に関すること 2 発災当日の備蓄食料の供給に関すること 3 指定避難所での食料及び生活必需品の供給に関すること
教育部炊き出し班	1 被災者への給食の炊き出しに関すること
統括チーム 物資等調達グループ	1 大阪府及び関係機関、市内業者等からの食料及び生活必需品の調達に関すること
市民協働部救援物資班	1 食料及び生活必需品の出納管理に関すること
上下水道部	1 情報の収集及び記録に関すること 2 給水所設置の広報に関すること 3 応急給水計画及び応急給水活動に関すること 4 市内各地区の給、配水計画に関すること 5 医療機関、福祉施設等への給水の実施に関すること

《対策の展開》

1 食料供給の方針

(1) 対象者

- ア 指定避難所に入所している人
- イ 災害により被害を受け炊事ができない人（テントや車中で生活している人等を含む）
- ウ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人

(2) 供給の方針

- ア 食料は、なるべく調理の手間がかからないものを供給する。また、必要に応じて高齢者食や粉ミルクの供給を行う。
- イ 食料の供給は、原則として指定避難所で実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら実施する。
- ウ 避難者の状況を踏まえて必要食料の数量を把握し、必要に応じて、大阪府に対して計画的に安定した食料供給の支援を要請する。
- エ 食中毒の防止等、衛生面に十分配慮する。

資料: 予防-13 備蓄物資数量及び場所一覧表

2 食料の調達・搬送

(1) 食料の調達

統括チーム物資等調達グループは、小売業者等からの調達を要請するものとし、必要量が確保できないときは、統括チームを通じて大阪府及び関係機関等に対し応援を要請する。

- ア 大規模小売店舗等の流通業者に手配のうえ必要品を調達する（加工品を原則とする）。
- イ 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- ウ 市内で十分な調達ができない場合は、大阪府の斡旋により他市町に対して救援食料の支援を要請する。

(2) 調達食料の搬送

- ア 調達食料は市内小売業者等が指定避難所等へ直接搬送することを原則とするが、これによりがたい場合は、市民協働部救援物資班があらかじめ定めた一時集積所へ受入れ、避難人数に応じた分配を行い、福祉部避難班が公用車・応援車を用いて各指定避難所等へ搬送する。
- イ 上記によりがたい場合は状況に応じて運送業者に要請する。

3 食料の配給

(1) 必要人数・内容の把握

避難班を有する部の総務班は、指定避難所入所者及び届出のあった在宅で食料調達が困難な者（テントや車中で生活をしている人等を含む）に必要な食料の品目及び数量を把握し、教育部教育総務班に報告し、教育部教育総務班は内容を取りまとめ、統括チーム物資等調達グループへ報告する。

(2) 指定避難所での配給

福祉部避難班は、各指定避難所に届けられた応急食料を地域各種団体・ボランティア等の協力を得て配給する。

(3) 在宅での避難者等への配給

届出のあった在宅等で食料調達が困難な者（テントや車中で生活をしている人等を含む）への配給は、原則として最寄りの指定避難所で行う。

4 炊き出しの実施

炊き出し場所は、原則として学校給食センターおよび単独調理場のある小学校調理場とする。

稼働に必要な電気、水道、ガスのライフラインの回復後、機器類の稼働点検で異常がなければ炊き出しを行う。

ただし、ボランティア等の炊き出しについては、避難班を有する部の総務班が関係部に連絡のうえ随時実施する。

【学校給食センター等の炊き出し能力】

施設名	炊き出し能力	電話	備 考
走井学校給食センター	12, 000 食	6152-9501	ただし、副食のみ
原田学校給食センター	8, 000 食	6843-9102	ただし、副食のみ
蛭池小学校	500 食	6841-0023	ただし、副食のみ
原田小学校	400 食	6843-4321	ただし、副食のみ
島田小学校	300 食	6333-0001	ただし、副食のみ
庄内南小学校	300 食	6334-8181	ただし、副食のみ
合計	21, 500 食		

※ 炊き出し能力：当該施設において人員が確保でき、炊き出しの指令を受けてから 3 時間 30 分での最大能力

※ 各施設には、備蓄食材はないため食材等の提供があった場合のみ対応可

※ 走井学校給食センターでは、持出し用移動釜を 2 台設置

プロパンガスまたはマキ・水・食材等の確保ができれば、約 1,000 食分の副食の提供が可能。

5 応急給水体制（本部長の応援指示により、上下水道部が実施）

(1) 発災直後の情報の収集

次の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急給水体制を確立する。

- ア 浄水場等の状況を確認し、受・配水量の把握及び調整を行う。
- イ 大阪広域水道企業団と連絡をとり、双方の被害状況と供給量の確認を行う。
- ウ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 応急給水の実施

ア 応急給水の目標

給水の量は、被災者 1 人当たり 1 日約 3ℓを目標とし、応急復旧の進捗にあわせて順次給水量を増加していく。

イ 配水池等における応急給水

配水池等に仮設給水栓を設置し、拠点給水を実施する。

ウ 車両輸送による応急給水

(ア) 給水所（拠点）への搬送

飲料水等の給水所への搬送は、災害対策本部上下水道部が車両（給水タンク車等）により「水源」となる浄・配水場から運搬し、給水を行う。

(イ) 給水所（拠点）での給水

給水所での給水は、市民が自ら持参した容器をもって行う。なお、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄する給水袋等を使用する。

(ウ) 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管による応急給水を実施する。

エ 医療機関・福祉施設等への給水

後方医療機関となる病院、診療所及び人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、障害者（児）施設、特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水を優先的に行う。

(3) 給水所（拠点）の設定

ア 給水所の設定

(ア) 給水は原則として給水所を設定し、給水車等による拠点給水方式で行う。

(イ) 給水所は指定避難所を単位として設定するが、供給停止区域が一部の区域の場合は、状況に応じて、被災地等に給水所を設定する。

イ 給水所の周知・広報

給水所を設定した時は、災害対策本部上下水道部を通じて、市民への広報を行うとともに、設定した地域及びその周辺に「給水所」の掲示物を表示する。

(4) 応急給水における水質管理

応急給水に際し、水道水質の監視、管理体制を確立する。

6 生活必需品供給の方針

(1) 対象者

ア 指定避難所に入所している者

イ 在宅者で災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者（テントや車中で生活している人等を含む）

(2) 物資の供給、貸与の方法

物資の供給、貸与については、避難班を有する部の総務班において、被災世帯数、人員等を確実に把握したうえで配給品目、数量等を明らかにして、被災者間の不公平が生じないよう適切に実施する。

(3) 生活必需品の内容

被災者に給与又は貸与する生活必需品等は、災害救助法を基準とする。

7 生活必需品の調達・搬送

(1) 生活必需品の調達

統括チーム物資等調達グループは、災害時の応援協定を結んでいる大規模小売店舗等の流通業者からの調達を要請する。また、流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者にも協力を要請する。ただし、調達が困難な場合、又はさらに不足するときは、統括チームを通じて大阪府及び関係機関等に調達を要請する。

災害救助法が適用された場合は、大阪府の備蓄物資（毛布、作業服、肌着、ゴム長靴等）を使用する。

(2) 生活必需品の搬送

ア 調達した物資は、食料の搬送と同様に市内小売業者等が指定避難所等へ直接搬送することを原則とするが、これによりがたい場合は、市民協働部救援物資班があらかじめ定めた一時集積所に受入れ、避難人数に応じた配分を行い、福祉部避難班が公用車、応援車を用いて各指定避難所等へ搬送する。

イ 上記によりがたい場合は、状況に応じて運送業者に要請する。

8 物資の配給

(1) 指定避難所での配給

福祉部避難班は、各指定避難所に届けられた応急物資を地域各種団体、ボランティア等の協力を得て避難者に配給する。

(2) 在宅での避難者等への配給

ア 在宅での避難者等は、必要な物資の品目及び数量を、最寄りの指定避難所に連絡し、同避難所で配給を受ける。

イ 統括チーム物資等調達グループは、指定避難所に届出のあった在宅での避難者等に必要な物資の品目及び数量の届出に基づいて物資を調達する。配給は福祉部避難班が行う。

9 災害救助法の実施基準

資料:地震応急-16 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)

第9節 要配慮者支援策

《基本的な考え方》

避難や救出の困難さ、避難所生活での困窮等、災害時にさまざまなハンディキャップのある高齢者、障害者や乳幼児等の要配慮者への支援を、迅速、適切に実施する。

《対策の体系》

要配慮者支援策	1 災害発生直後の要配慮者支援策 2 その後の要配慮者支援策
---------	-----------------------------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
人権部 人権総務班	1 外国人への災害情報の伝達に関すること
福祉部避難班	1 福祉相談窓口の設置及び巡回相談の実施に関すること 2 居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等における福祉ニーズの把握に関すること
福祉部援護班	1 避難行動要支援者の安否確認に関すること 2 在宅福祉サービスの継続的提供に関すること 3 要配慮者の施設への緊急入所に関すること 4 災害情報の提供に関すること
とよなか国際交流協会	1 災害情報の提供に関すること

《対策の展開》

1 災害発生直後の要配慮者支援策

(1) 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援

ア 避難行動要支援者の安否確認をおこなう必要がある場合は、福祉部援護班から避難支援等関係者に要請する。

イ 要請を受けた避難支援等関係者は、速やかに避難行動要支援者名簿を活用して当該校区の避難行動要支援者の安否確認を行う。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者が居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等においても、福祉サービスが継続的に受けられるよう安否確認とあわせて福祉ニーズを把握する。

(3) 要配慮者の施設への緊急入所等

居宅、指定避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所（二次的避難所）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所の措置を行い、市内の施設では不足する場合は、大阪府に対し広域応援を要請する。

資料：予防-12 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧表

(4) 災害情報の提供

関係団体、ボランティア等の協力を得て、障害者や外国人等の要配慮者に対して、災害情報の提供を行う。

ア 手話通訳者等のボランティアを要請し、障害者に対する支援体制を確立する。

イ ラジオ、テレビ放送、広報紙、広報車等のさまざまな媒体を利用することにより、また障害者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障害者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

ウ 公益財団法人とよなか国際交流協会と連携して災害時多言語情報支援センターの設置、運営を行うほか、国際交流団体や外国人等の支援団体、宿泊施設等に情報を提供することにより、日本語を解さない外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

2 その後の要配慮者支援策

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

ア 被災した要配慮者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスを提供する。

イ デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、要配慮者に対する福祉サービスの継続的な提供を行う。

(2) 福祉全般の相談窓口の開設

高齢者や障害者等に対しては、地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、早期に相談窓口を開設する。

(3) 情報提供

統括チーム広報グループは、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

(4) 巡回相談の実施

指定避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、指定避難所周辺の住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉ニーズの把握に努める。

(5) 外国人市民等への支援

災害時多言語情報支援センターを設置し、多言語での情報提供や相談窓口の開設、避難所の巡回などを行うほか、国際交流団体や外国人等の支援団体と協力し、外国人市民等への情報提供及びニーズの把握に努める。

第 10 節 災害医療・防疫・保健衛生対策

《基本的な考え方》

災害発生初期を中心に、豊中市医師会等の協力を得るなど医療救護要員の確保に努めるとともに、医療機関・医療救護要員の広域的な活用を図るべく、搬送体制や医療機関の連携体制を確立し、医療救護活動を実施する。

また、浸水等による生活環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確に防疫活動及び保健衛生活動を実施する。

《対策の体系》

災害医療・防疫・保健衛生対策	1 災害医療 2 浸水家屋等の消毒 3 防疫・保健衛生活動 4 食品衛生監視活動 5 被災者のメンタルヘルスケア
----------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
都市基盤部 都市基盤対策班	1 浸水家屋などの消毒に関する事
健康医療部 健康医療班	1 医療救護班の派遣に関する事 2 被災地での環境衛生の確保、感染症の予防等の実施に関する事 3 食中毒の防止及び食中毒発生時の対応に関する事 4 被災者のメンタルケアに関する事
消防部	1 応急救護所の開設に関する事

《対策の展開》

1 災害医療

(1) 応急救護所の設置

災害の状況により、負傷者が多数発生している災害現場直近に応急救護所を設置する。
この場合の医療救護班は、市災害医療センター（病院部）が適宜派遣する。

(2) 医療救護班の体制

ア 医療救護班の編成

健康医療部により編成し、1 班あたり、医師 2 人、薬剤師 2 人、看護師 2 人、事務員 1 人の 7 人とし、医師が班長となる。

イ 医療救護班の派遣要請

市の医療救護班のみでは応急対策が困難な場合は、豊中市医師会、大阪府等に医療救護班の派遣を要請する。

ウ 医療救護班の受入れ等

健康医療部は、応急医療救護班の受入れを行い、応急救護所等への配置調整を行う。
また、応援医療救護班は、健康医療部の指揮のもとで活動する。

(3) 後方医療機関への搬送

健康医療部は、被災地内において医療を確保することが困難な場合は、大阪府健康福祉部と調整して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。また、救急車が不足する場合は、次の搬送手段によって必要な傷病者の搬送を実施する。

- ア 救急告示病院等が保有する搬送車を要請する。
- イ ヘリコプター搬送を要請する。
- ウ 市、大阪府等の公用車による搬送を検討する。
- エ その他関係機関へ要請する。

被災地域内で対応困難な重症患者の広域医療搬送が必要となる場合は、大阪府が設置する広域搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）と連携して被災地域外への搬送を行う。

(4) 後方医療機関

大阪府地域防災計画により指定された「災害医療協力病院」は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等で提供される患者受け入れ情報を活用しながら、市災害医療センター（病院部）等と協力し、医療救護所等の後方医療機関として、患者を受け入れる。

資料:地震応急-15 災害医療センター等一覧表

2 浸水家屋等の消毒

災害により感染症発生のおそれがあるときは、排水作業が完了した地区の浸水家屋等から順次消毒作業を市内関係業者と連携して開始する。

3 防疫・保健衛生活動

(1) 基本的な取り組み

健康医療部健康医療班は、被災地での環境衛生の確保、感染症の予防等を実施するため、次の防疫措置をとる。

- ア 被災地及び指定避難所の衛生確保
- イ 無症状病原体保有者の早期発見・治療

(2) 活動内容

健康医療部健康医療班は、指定避難所責任者、自治会等の住民組織等からの報告のほか、自らの調査に基づき、被災地、指定避難所等の衛生状態を把握し、実情に応じて対策活動を実施する。

- ア 被災地等の消毒（感染症法第 27 条）

- (ア) 下痢患者、有熱患者が多く発生している地域
- (イ) 指定避難所のある地域
- (ウ) 浸水などで衛生条件が良好でない地域

- イ 防疫調査・健康診断

豊中市医師会等の協力を得て、被災地・指定避難所での防疫調査・健康診断を実施し、感染症等の患者又は保菌者が発見された場合は、災害対策本部に報告するとともに、適正な措置をとるとともに、防疫調査を強化する。また次の防疫活動等を実施する。

- (ア) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第 28 条）
- (イ) 衛生教育及び広報活動

- ウ 指定避難所の衛生確保

指定避難所において、避難所責任者、避難所自治組織の代表者の協力を得て、定期的な

消毒、飲料水の水質検査・改善等を実施する。

エ 予防接種

予防接種法第 6 条に基づき臨時の予防接種を大阪府との緊密な連携のもと実施する。

(3) 活動実施体制の整備

発災後、迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

4 食品衛生監視活動

(1) 食中毒の防止

健康医療部健康医療班は、指定避難所や臨時給食施設等における食品の取り扱い状況や容器の消毒など衛生状態の監視、改善のための活動を実施する。

(2) 食中毒発生時の対応方法

食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因の調査と被害の拡大防止に努める。

5 被災者のメンタルヘルスケア

健康医療部健康医療班は、必要に応じ、豊中市医師会等の協力を得て精神科医等の相談窓口を開設し、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、被災者のメンタルヘルスケアを実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

また、実施にあたっては要配慮者への十分な配慮を行う。

第 11 節 行方不明者の捜索・遺体対策

《基本的な考え方》

災害により行方不明者、死者が一時的に集中して多数発生した場合は、厚生労働省防災業務計画（平成 13 年 2 月 14 日厚生労働省総第 11 号、平成 29 年 7 月最終修正）及び大阪府広域火葬計画に基づき、警察、消防部、医療関係機関、葬儀業者、特定非営利活動法人等との協力のもとに的確な措置を講ずる。

《対策の体系》

行方不明者の捜索・遺体安置場所等の確保及び事後の処置	1 行方不明者の捜索 2 遺体の処置 3 遺体の火葬 4 災害救助法による実施基準
----------------------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
福祉部 福祉総務班	1 遺体に対する必要措置に関すること
健康医療部 健康医療班	1 遺族のメンタルケアに関すること
病院部	1 遺体の検案の協力に関すること
消防部・消防団	1 行方不明者、遺体の捜索への協力に関すること

《対策の展開》

1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者の捜索体制

- ア 行方不明者の捜索にあたっては、救助活動に引き続いて福祉部福祉総務班が消防部、警察等と消防団、地域住民が協力して実施する。また、総務部に職員の動員を要請し、職員の動員体制を確立する。
- イ 行方不明者や捜索された遺体については、間違いのないようにリストに整理する。
- ウ 行方不明者が多数の場合には、災害対策本部に窓口を設置して、手配・処置等の円滑を図る。
- エ 捜索の困難な場合は、大阪府に応援を求める。

(2) 遺体を発見した場合の措置

- ア 遺体を発見した場合は、速やかに警察署に連絡する。
- イ 遺体は医師による検案、警察官による検視（見分）を行った後、遺族等に引き渡す。
- ウ 遺体の保存、身元確認のため、葬儀業者の協力を得て必要な処置をする。
- エ 遺体の身元確認に時間を要したり、死亡者多数のため短時間に対応できない場合、市の施設等を使用し、火葬まで保存する。
- オ 身元不明遺体については、警察署等に連絡のうえ、人相、着衣、所持品、特徴などの掲示又は手配を行い、検視（見分）後遺留品等を保存しておく。

2 遺体の処置

(1) 遺体の処置方法に基づき以下の範囲内において行う。

- ア 遺体の安置所の設営
- イ 棺（付属品を含む）の調達
- ウ 納棺又は火葬に至るまでの業務

(2) 遺体の身元確認

- ア 身元が確定した遺体については、速やかに安置所に搬送して、遺族に引き渡し、必要な手続きのうえ火葬する。
- イ 身元が確定しない遺体については、警察で検視を行い、その後行旅死亡人として取り扱う。

(3) 遺体安置所

遺体の安置所は、千里体育館の他公共施設の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

(4) 遺体処置に要する車両

葬儀業者保有車両で不足する場合は、大阪府に応援を要請する。

3 遺体の火葬

(1) 火葬相談窓口の開設

福祉部福祉総務班は、遺体の火葬に関する相談窓口を開設する。

(2) 遺体の火葬方法

- ア 福祉部福祉総務班は、特例（火葬）許可証を交付する。
- イ 火葬限度を超過した場合又は、現火葬場の運営ができない場合は大阪府に応援を要請する。

4 災害救助法による実施基準

資料：地震応急-16 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

第 12 節 住宅応急対策

《基本的な考え方》

災害直後の二次的な被害の拡大を抑えるとともに、その後の生活再建・住宅復興への取り組みが円滑に行えるよう、迅速な応急対策を実施する。

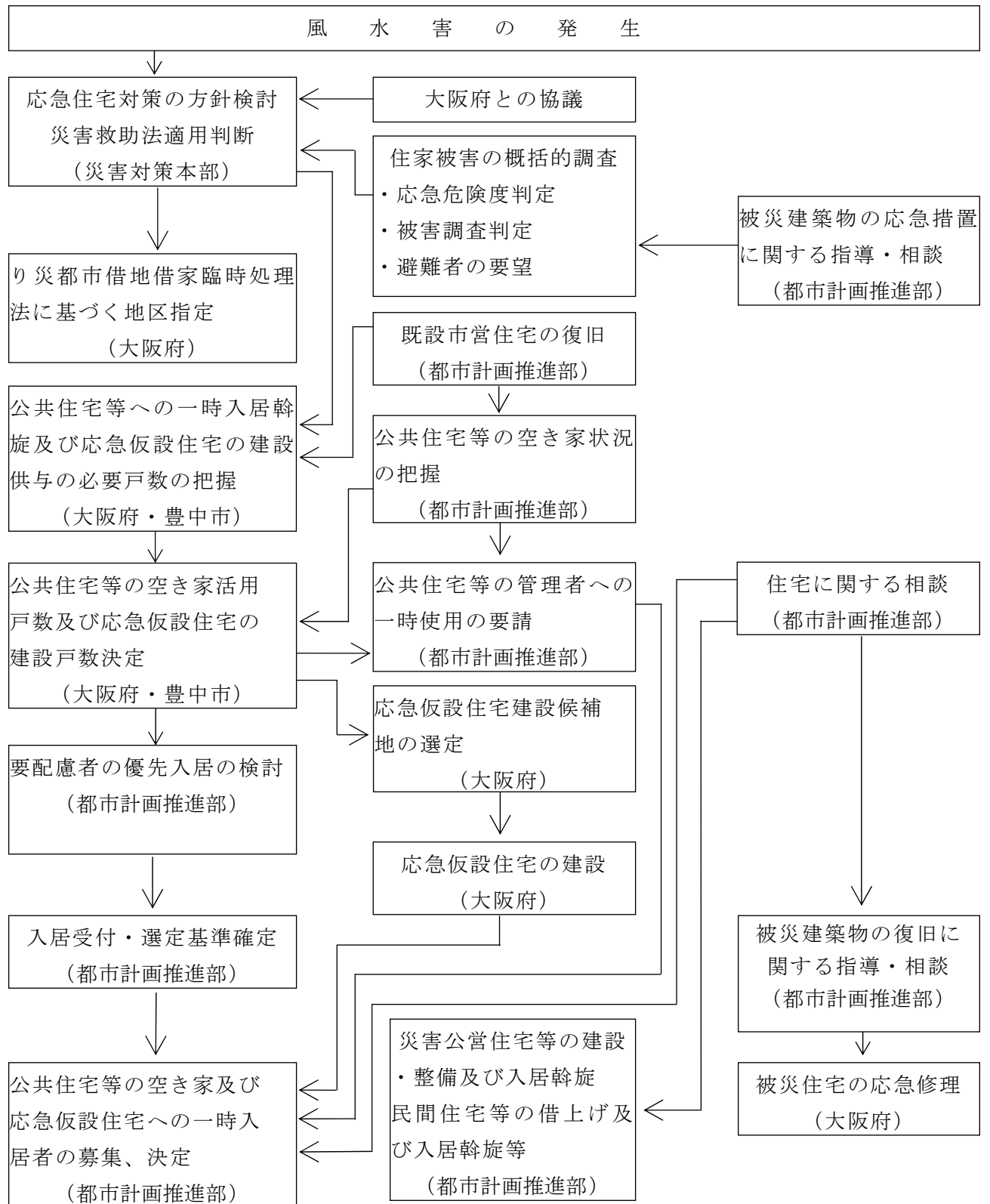
《対策の体系》

住宅応急対策	1 被災建築物に対する指導・相談 2 公共住宅等への一時入居 3 応急仮設住宅の提供 4 住宅に関する相談 5 被災住宅の応急修理 6 民間住宅等の借上げ及び入居斡旋
--------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
財務部資産管理避難班	1 応急仮設住宅建設用地の確保に関すること 2 民間住宅等の借上げ及び入居斡旋に関すること
環境部環境対策班	1 応急仮設住宅建設用地の確保に関すること
財務部施設対策班	1 被災住宅の応急修理の実施に関すること
都市計画推進部 都市計画推進総務班	1 公共住宅等への一時入居に関すること 2 住宅相談に関すること
都市計画推進部 都市計画推進対策班	1 被災建築物に対する指導・相談に関すること

《応急対策の流れ》



《住宅対策の種類と順序》

- 1 災害直後直ちに行う必要があるもの
 - (1)被災建築物の応急措置に関する指導・相談
 - (2)被災住宅の応急措置
 - (3)既設市営住宅の復旧
 - (4)公共住宅等への一時入居斡旋、応急仮設住宅の建設供与
 - (5)り災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
 - (6)住宅に関する相談
- 2 災害直後の対策に引き続き、できるだけ早く実施すべきもの
 - (1)被災住宅の応急修理
 - (2)災害公営住宅等の建設・整備及び入居斡旋
 - (3)民間住宅等の借上げ及び入居斡旋等
 - (4)被災建築物の復旧に関する指導・相談

《対策の展開》

1 被災建築物に対する指導・相談

都市計画推進部都市計画推進対策班は、被災建築物に対する応急措置や復旧に関する指導・相談を行う。

(1) 応急措置に関する指導・相談

倒壊のおそれのある建築物（工事中の建築物を含む）、及び外壁等の落下などのおそれがある建築物に関する相談・指導を行う。

(2) 復旧に関する指導・相談

必要に応じ、被災建築物の復旧に関する相談窓口を設置し、復旧に関する技術的指導や相談及び住宅金融支援機構の融資等に関する相談や情報提供などを行う。

2 公共住宅等への一時入居

(1) 都市計画推進部都市計画推進総務班は、市営住宅のほか、大阪府を通じて、他市町、住宅供給公社、都市再生機構等が管理する公営・公社・機構住宅等の空き家状況を把握する。

(2) 公営・公社・機構住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請し、一時入居の措置を実施する。

3 応急仮設住宅の提供

(1) 実施機関

ア 大阪府が実施する。知事から委任された場合は、市が実施する。

イ 災害救助法が適用されない場合は、被害の状況に応じてその他の応急住宅対策を勘案しながら、市が実施する。

(2) 実施基準

ア 被災の状況を十分考慮しながら、災害救助法の実施基準に準じて行う。

イ 集会施設等、生活環境の整備を促進するとともに、高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

(3) 応急仮設住宅建設用地

被災の状況を十分考慮しながら、当面利用目的が決まっていない公共用地、都市公園等の建設適地の中から、財務部資産管理避難班・環境部環境対策班が選定し、大阪府が決定する。

(4) 建設上の留意点

- ア 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。
- イ 設置戸数の決定にあたっては、災害救助法の設置基準によるほか、指定避難所等の存続状況などを考慮に入れて最終の戸数を決める必要がある。

(5) 応急仮設住宅の運営管理

市と大阪府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と大阪府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、様々な立場の生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

(6) 民間賃貸住宅の活用

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて提供する応急仮設住宅を積極的に活用する。

4 住宅に関する相談

都市計画推進部都市計画推進総務班は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供を行う。実施の方法等については、「地震災害応急対策計画 第2章第3節 災害広報・広聴」に定めるところによる。

5 被災住宅の応急修理

(1) 修理方法

災害救助法適用による応急修理は、知事が実施する。知事から委任された場合は市長が実施する。実施担当班は、財務部施設対策班とする。

(2) 修理の範囲

住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない必要最小限の部分のみを対象とし、基本修理額の範囲内で実施する。

6 民間住宅等の借上げ及び入居斡旋

財務部資産管理避難班は、民間賃貸住宅等の空き家状況を把握するため、不動産業関係団体に協力を要請する。必要に応じて、空き家になっている社員住宅等の借上げを検討する。被災者に対し空き家情報を提供し、入居を斡旋する。

都市計画推進総務班は、大阪府からの要請により、大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度の周知、申請受付及び書類の審査、対象住宅の情報（空家情報）の提供、相談窓口の設置を行う。

第 13 節 道路の応急復旧等

《基本的な考え方》

災害により、道路等交通施設に被害が発生したとき、各道路管理者は交通の安全と施設保全及び被災地における交通確保のため、迅速に応急措置を講ずる。

《対策の体系》

道路の応急復旧等	1 緊急交通路等の道路啓開 2 道路啓開作業等の実施手順 3 道路上等の災害廃棄物の処理 4 災害応急措置としての放置車両対策
----------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
各道路管理者	1 道路復旧、啓開に関する事
都市基盤部 都市基盤対策班	1 市管理道路等の応急復旧に関する事 2 緊急交通路・交通規制情報の収集に関する事 3 道路上等の災害廃棄物の撤去に関する事
都市基盤部 都市基盤総務班	1 道路復旧、啓開に係る資機材等の調達に関する事
統括チーム 広報グループ	1 緊急交通路・交通規制情報の広報に関する事
環境部廃棄物対策班	1 災害廃棄物の収集・処理計画に関する事 2 災害廃棄物の収集・処理に関する事

《対策の展開》

1 緊急交通路等の道路啓開

災害時において、道路交通及び市民の日常生活を阻害する土砂、流木などの物件の除去については、市及び道路、河川管理者等が豊中建設業協会等の協力を得て実施する。

ア 作業時における障害物除去の対象はおおむね次のとおりとし、関係者と連絡のうえ行う。

- (ア) 市民の生命・財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (イ) 河川はん濫、護岸決壊等の防止その他、水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- (ウ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (エ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 災害救助法による住家の障害物の除去対象となるのは次のとおりである。

- (ア) 当面の日常生活が営みえない状態にあるもの
- (イ) 居間、炊事場等日常生活に支障をきたす状態にあるもの
- (ウ) 住家が半壊又は床上浸水したもの
- (エ) 自らの資力でもって、障害物の除去ができないもの
- (オ) 原則として、災害により直接被害を受けたもの

2 道路啓開作業等の実施手順

(1) 啓開・復旧等の作業の指示

市の管理する道路については都市基盤部都市基盤対策班が、啓開・復旧等の作業範囲を決定した上で、豊中商工会議所及び豊中建設業協会等の協力を得て実施する。なお、市の管理外の道路にあっても、本部が必要と認めた場合は、啓開作業を実施する。

(2) 道路啓開作業用資機材等の調達

都市基盤部都市基盤総務班は、資機材等を保有する豊中建設業協会等に要請する。それでも、なお不足する場合は、統括チームを通じ、大阪府あるいは他市町村へ応援を要請する。

3 道路上等の災害廃棄物の処理

災害発生直後においては、道路上の障害物と混在して家屋の倒壊・焼失等から生じる災害廃棄物（家具、廃材等）が搬出・集積されることが予想される。この場合、緊急通行車両の通行及び応急活動への障害を排除する範囲で、都市基盤部都市基盤対策班と環境部廃棄物対策班とが協力して収集・処理する。（第4章第8節第3 災害廃棄物の処理 参照）

また、処理する災害廃棄物の内容等によっては、必要に応じて警察官等に立会いを要請するとともに、写真撮影等を行い、事後の対応策を講じる。

4 災害応急措置としての放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して、放置車両や立ち往生車両の運転者等に対して移動を命令し、運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動する。

この際、車両の保管場所確保のため等やむを得ない必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

第 14 節 交通輸送

第 1 鉄軌道施設の応急復旧

《基本的な考え方》

鉄軌道施設の管理者は、都市機能を確保するため速やかに交通機能の維持回復に努める。

《対策の体系》

鉄軌道施設の応急復旧	1 災害時の活動体制 2 情報連絡体制 3 鉄軌道施設の応急復旧
------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
阪急電鉄(株) 北大阪急行電鉄(株) 大阪高速鉄道(株)	1 災害時の活動体制の確立に関する事 2 被害情報の収集及び連絡に関する事 3 災害の復旧及び輸送の確保に関する事

《対策の展開》

1 災害時の活動体制

鉄軌道施設の管理者は、災害が発生した場合には、被害を最小限度にとどめ、速やかな応急復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等の活動体制を確立し、輸送の確保に努める。

2 情報連絡体制

運行状況、復旧状況、今後の見通しなどを市災害対策本部統括チーム情報・システムグループ等関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

3 鉄軌道施設の応急復旧

線路、保安施設、通信施設など、列車等の運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

また、被災状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

第2 緊急輸送のための交通確保

《基本的な考え方》

救助・救急・消火・医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

警察、道路管理者は相互に連携して、災害が発生した場合、又はまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

《対策の体系》

緊急輸送のための交通確保	1 道路交通網の確保 2 緊急輸送体制の確立 3 交通規制の実施
--------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
都市基盤部 都市基盤総務班	1 道路交通網の確保に関する事 2 交通規制の実施に関する事
都市基盤部 都市基盤対策班	1 交通路の選定に関する事 2 交通路の確保に関する事 3 交通路の確保に関する情報交換及び協力体制の確立に関する事 4 交通規制の実施に関する事
総括チーム庁舎・車両グループ	1 人員・輸送車両の確保・運用に関する事 2 輸送需要の把握に関する事 3 緊急通行車両の申出に関する事
福祉部避難班	1 食料及び物資の輸送に関する事
消防部	1 消防用緊急通行車両の通行確保に関する事（現場に警察官がいない場合）

《応急対策の流れ》

「地震対策応急計画 第4章第4節第3を準用」

《対策の展開》

1 道路交通網の確保

(1) 道路交通網の確保

道路の応急復旧等による交通路の確保を行うとともに、都市基盤部都市基盤総務班は、大阪府公安委員会や警察等と密接に連絡・調整を図りつつ、一般車両に対する自粛等を含めた交通規制を実施する。

(2) 交通路の確保

都市基盤部都市基盤対策班は、道路等の被害状況等を踏まえ、国・大阪府等の道路管理者や警察と協議し、輸送ルートを選定するとともに、障害物の除去等による応急復旧を進め、安全な交通路を確保する。

2 緊急輸送体制の確立

(1) 人員・輸送用車両等の確保・運用

統括チーム庁舎・車両グループは、災害初動期において緊急に必要な物資等の輸送需要に対応する必要な人員、輸送用車両及び燃料を確保する。また、被害が甚大で、職員や市有車両等で対応できない場合は、関係機関、大阪府トラック協同組合豊中市運輸事業部会及び民間事業者に協力を要請する。

ア 必要人員を見積り、職員を中心とする要員を確保するとともに、人員が不足する場合は関係機関等に協力を要請する。

イ 必要車両を見積り、市有車両を確保するとともに、運送会社等の民間事業者に応援を要請し、車両を調達する。

ウ 輸送用車両の効率的運用を図るため、統括チーム庁舎・車両グループ部が一元的な管理を行う。

エ 水上輸送が効果的である場合は、必要に応じて大阪府に要請する。

(2) 緊急輸送の実施

福祉部避難班は、人員や車両等の確保状況を踏まえて救援物資等の輸送を実施する。

ア 救援物資等を食料・日用雑貨、衣料等に分類して保管し、配分を行うための物資輸送方針を決定する。

イ 道路事情等によりバイク・自転車等を活用した輸送を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

都市基盤部都市基盤対策班は、交通路の確保や迂回ルートを選定にあたり、各道路管理者や警察との情報交換、周辺市町を含む広域圏との協力体制を確立する。

ア 道路管理者相互で交通情報等を交換する。

イ 警察との間で交通事故・渋滞発生情報等を交換する。

ウ 道路復旧工事と輸送等救援活動との連絡調整を行う。

エ 交通情報や自家用車の自粛情報等についての広報を報道機関に依頼する。

3 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施

ア 交通規制は、道路の啓開・復旧活動と十分に調整を図りながら行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡をとり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い混乱を防止する。

イ 交通規制を行うときは、その内容を立て看板、報道機関等を利用し広報する。ただし、緊急のため既定の標識を立てることが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに警察官等が現場において指導にあたる。

ウ 災害対策基本法に基づき交通規制が実施された場合、現場に警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、それぞれの運転する緊急通行車両の通行を確保するため、必要な措置をとることができる。

(2) 通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における措置等は、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

【交通規制の実施者】

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項7、 第4項

【通行禁止区域における措置命令実施責任者】

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる 2 措置命令に従わないときまたは相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を移動する等、必要な措置を講ずることができる	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らが行うことができる	

(3) 道路交通の確保対策

都市基盤部都市基盤対策班は、次のとおり道路交通の確保対策を行う。

- ア 道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現状を把握し現地においてパトロールを強化する。
- イ 災害箇所については、都市基盤部都市基盤対策班において優先順位の高いものから、応急復旧措置を行う。
- ウ 近畿地方整備局大阪国道事務所高槻維持出張所、大阪府池田土木事務所、警察署、都市基盤部都市基盤総務班・都市基盤対策班は、災害時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報を収集・交換する。

(4) 交通規制情報の周知

- ア 統括チーム広報グループは、交通規制状況等（緊急交通路・交通規制対象路線の情報）を十分に市民に周知徹底させるため、報道機関に依頼し広報を行う。
- イ 都市基盤部都市基盤総務班・都市基盤対策班は、交通規制状況等を十分に市民に周知徹底させるため主要地点での掲示等を行う。

第 15 節 廃棄物処理対策

第 1 一般廃棄物（生活系ごみ）の処理

《基本的な考え方》

災害が発生した場合、被害の状況を的確に把握し、迅速に臨時ごみ処理計画を策定するとともに、計画に基づいて、排出された生活系ごみを迅速にかつ確実に収集処理し、被災地の環境衛生の万全を期する。

《対策の体系》

一般廃棄物（生活系ごみ）の処理	1 被害状況の把握 2 中間処理施設の受入状況の把握 3 最終処分場の受入状況の把握 4 仮置場設置の検討 5 臨時ごみ処理計画の策定 6 臨時ごみ処理計画を実施する上での人員及び機材の状況把握
-----------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
環境部廃棄物対策班	1 廃棄物対策班、業務班の人員及び機材の状況確認に関すること 2 校区（地区）別被害状況の確認に関すること 3 中間処理施設の受入状況の確認に関すること 4 最終処分場の受入状況の確認に関すること 5 臨時ごみ処理計画の策定に関すること 6 ごみの収集に関すること

《応急対策の流れ》

「地震対策応急計画 第 4 章第 8 節第 1 を準用」

《対策の展開》

1 被害状況の把握

校区（地区）ごとの被害状況を把握し、ごみの種別ごとの排出量、地区別優先順位、収集ルートなどを検討する。

2 中間処理施設の受入状況の把握

豊中市伊丹市クリーンランドの被害状況を確認し、処理能力が確保できない場合は、隣接都市の中間処理施設や民間処理施設の受入状況を把握し、可能焼却処理量、破碎・選別処理量及び各処理施設への搬入ルートを検討する。

3 最終処分場の受入状況の把握

焼却残灰、破碎選別後の埋立残渣の最終処分先の大阪湾フェニックスに受入が確保できない場合は、その他民間処分場も含め受入状況を把握し、受入基準、受入可能量及び各施設への搬入ルートを検討する。

4 仮置場設置の検討

1～3 の状況を踏まえ、仮置場を設置する必要がある場合は、できる限り住宅地、病院、学校等に近接せず、交通渋滞が予想される幹線道路を使用せずに搬入、搬出が可能な中間処理施設に近い未利用地を選定する。

5 臨時ごみ処理計画の策定

(1) 収集計画については、分別収集区分、処理優先区域とごみ種、収集ルート、収集回数、ごみ集積場等を定め、仮置場を設置する場合は、設置場所、仮置場ごとのごみ種、その搬入、搬出ルート等を定める。

(2) 中間処理計画については、ごみ種ごとの処理方法、処理施設、処理量、搬入ルート等について定める。

(3) 円滑かつ迅速な廃棄物処理を実現するため、ごみ処理施設を新設する場合（市が委託した民間業者が設置する場合を含む）は速やかに手続きを行う。

6 臨時ごみ処理計画を実施する上での人員及び機材の状況把握

環境部廃棄物対策班の人員の確保状況及び機材の確保状況と、臨時ごみ処理計画を実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて大阪府及び隣接市町、関係団体に応援を要請して実施するとともに民間企業への委託も検討する。

【ごみ処理施設】

施設名	施設区分	所在地	電話	処理能力
豊中市伊丹市 クリーンランド	焼却施設	豊中市原田西町 2-1	6841-5394	525t/日 (=175t/基×3 基)
	リサイクルプラザ	〃	〃	選別処理：134t/5h

第2 し尿の収集・処理

《基本的な考え方》

災害が発生した場合、被害の状況を的確に把握し、迅速に臨時し尿処理計画を策定するとともに、計画に基づいて、指定避難所を中心に拠点収集を行い、被災地の環境衛生の万全を期する。

《対策の体系》

し尿の収集・処理	1 被害状況の把握 2 し尿処理施設の受入状況の把握 3 臨時し尿処理計画の策定 4 臨時し尿処理計画を実施する上での人員及び機材の状況把握
----------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
環境部廃棄物対策班	1 廃棄物対策班、業務班の人員及び機材の状況確認に関すること 2 校区（地区）別被害状況の確認に関すること 3 し尿処理施設の受入状況の確認に関すること 4 指定避難所ごとの避難者数の確認に関すること 5 臨時し尿処理計画の策定に関すること 6 仮設トイレに関すること 7 被災地のし尿処理等に関すること

《応急対策の流れ》

「地震対策応急計画 第4章第8節第2を準用」

《対策の展開》

1 被害状況の把握

校区（地区）ごとの被害状況を把握し、し尿収集世帯の収集計画、仮設トイレ（簡易トイレ含む、以下同じ）の設置計画及び収集ルートを検討する。

2 し尿処理施設の受入状況の把握

現有処理施設並びに、隣接市等のし尿処理施設の受入能力を把握し、可能受入総量及び各搬入施設への搬入ルートを検討する。

3 臨時し尿処理計画の策定

(1) 収集計画については処理優先区域、し尿収集世帯及び仮設トイレの収集ルート、収集回数等を定める。

(2) 指定避難所ごとの避難者数を考慮し、仮設トイレの設置台数及び、搬入、搬出ルートを決める。

(3) 収集したし尿の搬入施設について、搬入施設ごとの受入量及び搬入ルートを決める。

4 臨時し尿処理計画を実施する上での人員及び機材の状況把握

環境部廃棄物対策班の人員の確保状況及び機材の確保状況と、臨時し尿処理計画の実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて大阪府及び隣接市町、関係団体に応援を要請して実施するとともに民間企業への委託も検討する。

第 3 災害廃棄物の処理

《基本的な考え方》

災害による建築物・擁壁等の倒壊、構築物の転倒・落下等により、道路上に障害物が発生した場合、自らの資力でそれらを除去することが困難な者に対して、日常生活が可能な必要最小限の障害物の除去を行う。

《対策の体系》

災害廃棄物の処理	1 被害状況の把握 2 仮置場の検討 3 中間処理施設の受入状況の把握 4 再生利用施設の受入状況の把握 5 最終処分場の受入状況の把握 6 災害廃棄物処理実行計画の策定 7 災害廃棄物処理実行計画に基づく障害物等の除去等
----------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
環境部廃棄物対策班	1 校区（地区）別被害状況の確認（一般廃棄物（生活系ごみ）処理担当と連携）に関する事 2 中間処理施設の受入状況の確認（ 〃 ）に関する事 3 再生利用施設の受入状況の確認（ 〃 ）に関する事 4 最終処分場の受入状況の確認（ 〃 ）に関する事 5 災害廃棄物処理実行計画の策定に関する事 6 道路上等の災害廃棄物の撤去に関する事 7 建築物、構築物等が転倒、落下物等による障害物の除去に関する事 8 除去廃棄物等の分別及び搬送に関する事
都市基盤部 都市基盤対策班	1 道路上等の災害廃棄物の撤去に関する事

《応急対策の流れ》

「地震対策応急計画 第4章第8節第3を準用」

《対策の展開》

1 被害状況の把握

校区（地区）ごとの被害状況から道路上等の障害物、家屋・建物損壊に係る廃棄物量、煙突等危険構築物、要解体木造・ＲＣ造等建物の棟数・延床面積、廃木材・ガレキ等の発生量等を把握する。

【解体廃棄物量の見積基準】

	解体廃棄物量の見積基準（延床面積㎡当り）	
	可燃廃材	不燃廃材
木造	0.125t、0.23 m ³ (0.55t／m ³)	0.6t、0.33 m ³ (1.8t／m ³)
R C造	0.025t、0.045 m ³ (0.55t／m ³)	1.64t、0.91 m ³ (1.8t／m ³)
鉄骨造等その他	0.017t、0.031 m ³ (0.55t／m ³)	0.514t、0.29 m ³ (1.8t／m ³)

2 仮置場の検討

- (1) 1 の状況を踏まえ、仮置場の必要面積、場所とごみ種（可燃・不燃廃材、必要に応じて混合廃棄物等）、選別方法・要員・選別後のごみ種・量、搬入、搬出ルートを検討する。
- (2) 設置場所は、できる限り住宅地、病院、学校等に近接せず、交通渋滞が予想される幹線道路を使用せずに搬入、搬出が可能な未利用地を選定する。

3 中間処理施設の受入状況の把握

豊中市伊丹市クリーンランドの被害状況を確認し、処理能力が確保できない場合は、隣接都市の中間処理施設や民間処理施設の受入状況を把握し、可能焼却処理量、破碎・選別処理量及び各処理施設への搬入ルートを検討する。

4 再生利用施設の受入状況の把握

中間処理及び、最終処分量をできるだけ減量するため、排出源での分別を徹底し、可能な限りリサイクルを行うとともに、廃木材のチップ化再生、植木類のコンポスト化再生、公衆浴場の燃料化の受入状況を把握し、各施設等の搬入ルートを検討する。

5 最終処分場の受入状況の把握

焼却残灰、破碎選別後の埋立残渣、及びガレキ類の最終処分先の大阪湾フェニックスへの受入が確保できない場合は、その他民間処分場も含め受入状況を把握し、受入基準、受入可能量及び各施設への搬入ルートを検討する。

6 災害廃棄物処理実行計画の策定

- (1) 収集計画については、収集区域ごとのごみ種・仮置場ごとの搬入量、収集区分ごとの役割（業者・直営）分担等を定める。
- (2) 仮置場設置計画は、ごみ種ごとの設置場所・堆積容量、その搬入、搬出ルート等を定める。
- (3) 中間処理計画については、ごみ種ごとの処理方法、処理施設、処理量、搬入ルート等について定める。
- (4) 再生利用計画については、再生利用方法、再生施設、再生量、及び搬入ルート等について定める。
- (5) 最終処分計画については、中間処理後のごみ種ごとの処分方法、処分施設、処分量、搬入ルート等について定める。

7 災害廃棄物処理実行計画に基づく障害物等の除去等

(1) 建築物・擁壁等の倒壊、構築物の転倒・落下等による道路上等の障害物等の除去

- ア 環境部廃棄物対策班の人員の確保状況、及び機材の確保状況と除去作業を実施する際の必要人員、機材を考慮し、必要に応じて民間企業に委託する。
- イ 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最小限度にとどめ、事後の復旧活動に支障とならない範囲とする。
- ウ 廃棄物の内容等によっては、必要に応じて警察官等に立会いを要請するとともに、写真撮影等により、事後の対応策を講じる。

(2) 障害物等の除去に必要な機械・器具の調達

災害時の機械・器具の調達は、建設業者・レンタル業者等の協力を得て、迅速かつ確実に期するものとするが、調達が不可能な場合は、大阪府を通じて調達する。

(3) 障害物等の除去に係る作業員の手配

建設業者等において、作業員の確保に不足を来す場合は、大阪府を通じて斡旋を依頼する。

(4) 除去した障害物等の処分

排出源で分別を徹底し、仮置場、処理方法については、災害廃棄物処理実行計画に基づいて実施する。

(5) 災害廃棄物処理に関する情報等の周知

市は、大阪府とともに、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)や地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。

第 16 節 ライフラインの応急対策

《基本的な考え方》

災害発生後、ライフラインに関わる事業者はライフラインの被害を早急に調査し、市民が健全な生活が維持できるよう、二次災害防止対策を講じるとともに、迅速な復旧活動に取り組む。

第 1 上水道施設

《対策の体系》

上水道施設	1 緊急措置 2 初動体制 3 発災直後の情報収集及び復旧体制 4 市民への周知 5 応援要請 6 応急復旧の基本方針
-------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
上下水道部水源班	1 取水・浄水・配水施設の被害調査の実施及び二次災害の防止に関すること 2 受配水量の計画、調整に関すること
上下水道部 上下水道総務班	1 応急復旧資機材の確保に関すること 2 広域応援の要請及び受入れに関すること
上下水道部 上下水道広報班	1 水道施設の情報収集と記録に関すること 2 市民への広報に関すること
上下水道部給水班	1 応急給水の計画策定及び実働に関すること
上下水道部 水道復旧班	1 復旧方法の調整・計画策定に関すること 2 被害給・配水管等の応急修繕に関すること

《対策の展開》

1 緊急措置

上下水道部水源班は、被害を早急に調査し、二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて警察及び付近住民に通報する。

2 初動体制

上下水道部上下水道総務班は、職員等の緊急出動による初動体制を確立し、応急復旧の開始に先行した応急給水を、北大阪ブロック本部との調整及び指示のもとに優先的に実施する。

3 発災直後の情報収集及び復旧体制

上下水道部上下水道広報班は、水道施設に関する情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し、上下水道部水道復旧班は、施設の復旧見通しや応急復旧体制の確立に努める。

4 市民への周知

上下水道部上下水道広報班は、水道施設の被害状況、供給状況、復旧状況と復旧見通しを統括チーム広報グループに報告するとともに市民に周知する。

5 応援要請

ア 上下水道部上下水道総務班は、災害の規模によっては、独自で全ての応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、北大阪ブロック本部及び日本水道協会に支援を要請し、協定や要請に基づき、他の水道事業者等からの応援を受入れる。

イ 応援隊の活動拠点は、大曽公園とする。

6 応急復旧の基本方針

応急復旧は、市水道の基幹施設並びに配水幹線（導送水管を含む）、次いで配水支管、給水管、宅地内給水装置の順位で実施する。

(1) 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を来すため、その復旧を最優先する。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画

ア 復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、予め定めた順位をもとに被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場及び配水場、給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

イ 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。一般住宅等の給水装置の復旧は、給水に支障を来すものについては、応急措置を実施する。その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等は優先して行う。

第2 下水道施設

《対策の体系》

下水道施設	1 緊急措置
	2 応急対策及び復旧
	3 関連機関への応援要請
	4 市民への周知

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
上下水道部 下水道管きょ班 下水道施設班 下水道原田処理場班	1 下水道施設における二次災害の防止に関すること 2 下水道施設の被害調査に関すること 3 下水道施設の応急復旧に関すること
上下水道部 上下水道総務班	1 広域応援の受入れに関すること 2 応援要請の調整に関すること 3 災害復旧資機材の調達に関すること
上下水道部 上下水道広報班	1 下水道施設の情報収集と記録に関すること 2 市民への広報に関すること

《対策の展開》

1 緊急措置

上下水道部下水道管きょ班、下水道施設班及び下水道原田処理場班は、災害の発生時において、下水道施設の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の下水道施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。また、二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、付近住民に通報し、適切な応急措置を講ずる。

2 応急対策及び復旧

(1) 災害復旧資機材の調達

資機材等が不足する場合は、必要に応じて大阪府、他市町村等に調達を要請する。

(2) 下水道施設の被害調査

上下水道部下水道管きょ班、下水道施設班及び下水道原田処理場班は、処理場・ポンプ場及び主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行う。

(3) 応急復旧の基本方針

下水道施設は市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、復旧の難易度を勘案しながら、緊急性、重要性の高いものから復旧を行う。

また、復旧にあたっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。

(4) 応急復旧方法

ア 処理場

運転を停止した場合、施設機器の調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。

イ 管渠

流下能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など二次災害発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度を評価し、応急復旧措置を講ずる。

ウ 排水設備

市民からの修理相談の受付け窓口を設置し、施工業者の紹介などを行う。

3 関連機関への応援要請

災害が発生した場合において、当市の体制では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、上下水道部上下水道総務班は、豊中商工会議所及び豊中建設業協会等への応援要請を行うとともに、統括チーム渉外グループを通じて大阪府、他市町村、関係機関に応援を要請する。

4 市民への周知

上下水道部上下水道広報班は、被害状況、復旧状況と今後の見通しを統括チーム情報・システムグループに報告するとともに、統括チーム広報グループを通じ報道機関に伝達・広報し、市民への周知を図る。

第3 電力供給施設

《対策の体系》

電力供給施設	1 体制の確立 2 被害情報の提供及び市民への周知 3 問い合わせ等の受付 4 被災者・施設の応急処置 5 応急復旧 6 連絡先
--------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
関西電力(株) 北摂配電営業所	1 体制の確立に関する事 2 被害情報の提供及び市民への周知にかんすること 3 被災者・施設の応急処置に関する事 4 応急復旧に関する事
統括チーム広報グループ	1 被害情報等の収集及び市民への周知に関する事
統括チーム渉外グループ 市民協働部市民協働総務班	1 問合せ等の窓口の設置及び関西電力(株)との連絡調整に関する事

《対策の展開》

1 体制の確立

関西電力(株)は、風水害が予想される場合、又は地震等の自然現象による災害並びに大規模な火災、爆発等重大な事故による非常災害が発生した場合、速やかに非常対策本部を設置し、被害の未然防止、軽減及び迅速かつ確実な復旧を図るとともに安全の確保、サービスの維持に努める。

市は、大規模停電の発生が予想される場合、又は、大規模停電が発生した場合は、関西電力(株)との連絡体制を確保するとともに、市民からの問合せ等の窓口を設置する。

2 被害情報の提供及び市民への周知

関西電力(株)は、豊中市内における電力供給状況（停電の発生状況）を把握し、豊中市災害対策本部統括チームに被害状況を連絡し、その後の復旧状況や復旧見通しについても随時連絡する。また、二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、統括チーム広報グループを通じ報道機関に伝達・広報し、市民への周知を図る。

統括チーム広報グループは、関西電力(株)から得られた停電その他の情報を、出来る限り多様な方法で市民に周知する。また、関西電力(株)から情報が得られない場合は、独自に情報収集に努め、市民に周知するとともに、関西電力(株)にもその情報を伝える。

3 問い合わせ等の受付

停電の状況、復旧の見込み等の問い合わせへの対応は、関西電力(株)が行うものであるが、被害の状況により関西電力(株)だけでは対応ができない場合、市災害対策本部統括チーム渉外グループと市民協働部市民協働総務班は、市民からの問合せ等に対応する窓口を設置し相談を受けるとともに、専用の電話回線等により、相談内容を関西電力(株)に伝え対応を依頼する。

関西電力(株)は、市が問合せ等に対応する窓口を設置した場合は、市とのホットライン体制を確立し、緊密な情報連携に努める。

また、自ら行う業務に支障のない範囲において、必要に応じ職員を市に派遣するものとする。

4 被災者・施設の応急処置

関西電力(株)は、病院、指定避難所、重要交通機関、市役所等の重要施設への電力供給を優先的に確保することを原則とした応急処理をする。

停電が長期に及ぶような状況にあつては、各部避難班及び市有施設所管課は、出来る限り市民の情報端末機器の充電や、給水のための利用に施設を供するものとする。

上下水道部給水班は、集合住宅等で停電により長期間水道の使用が出来ない場合は、施設管理者と協議のうえ、応急給水活動を行う。

5 応急復旧

「非常災害時の手引き」に基づき、電力供給の確保及び公衆保安確保を主眼として、応急復旧する。

6 連絡先

事業所名	〒	所在地	電話番号
北摂配電営業所	561-0817	豊中市浜4丁目2番2号	0800-777-3081

第4 ガス供給施設

《対策の体系》

ガス供給施設	1 目的
	2 ガス施設の災害応急対策

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
大阪ガス(株) 導管事業部 北東部導管部	1 情報の収集・伝達及び報告に関すること 2 災害対策の実施に関すること 3 通信情報連絡体制に関すること 4 ガス漏れ及び爆発事故の協力体制に関すること

《対策の展開》

1 目的

災害発生時に大阪ガス(株)は、被害の拡大を防止し、ガスの製造供給体制の万全を期するため、災害時の組織動員、情報の収集・伝達、災害の広報、通信連絡その他応急対策等を次のとおり実施する。

2 ガス施設の災害応急対策

災害発生時には、ただちに災害対策本部を設置し、地域防災機関と密に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集・伝達及び報告

ア 通信連絡

災害発生時による有線回路の不通事態を予測し、社内無線回路により主要事業所間の通信確保及び事業所管内の諸状況を把握する。

イ 被害状況の連絡、報告

各事業所は所管施設及び管内顧客施設の受けた被害状況を所定の経路により本社へ報告する。また、専用電話等により大阪府災害対策本部、豊中市災害対策本部統括チーム情報・システムグループ及びその他の防災関係機関へ緊急連絡を行う。

(2) 災害対策の実施

ア 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、広報車、工作車に装備した広報設備により、災害に関する各種の情報を広報する。

イ 応急対策

災害情報、現場状況に基づき、ガス製造・供給施設の点検、防護及び必要な箇所の供給遮断を実施する。

災害による事故発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講じる。

特に、特定地下街又は特定地下室に対して次のような応急措置を行う。

(ア) 緊急の場合には地下街等に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等によりガスの供給を停止する。

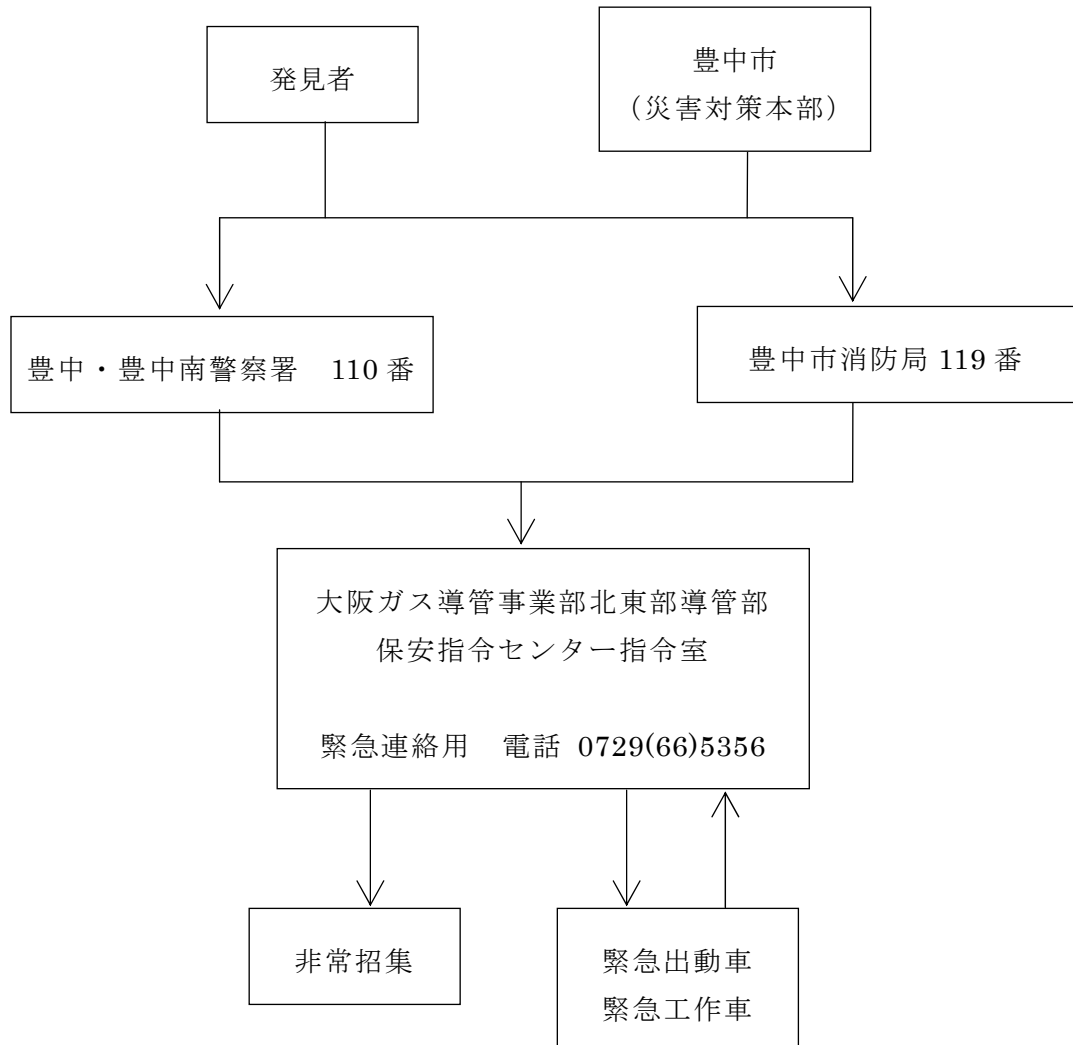
(イ) 豊中市消防局との間に締結した「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合

せ」により必要な場合は、消防局においてガスの供給を停止することができる。

ウ 応急復旧対策

供給施設の災害復旧については、被害の程度に応じた応急修繕を行い、速やかにガス供給を再開する。

(3) 通信情報連絡体制



(4) ガス漏れ及び爆発事故の協力体制

ガス漏れ及び爆発事故等による災害の発生のおそれのある場合の発生防止又は、災害が発生した場合の被害の軽減を図るための初動、相互連絡及び処理体制等については、市消防局との間に締結した「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」に基づき実施する。

第 5 電気通信施設

《対策の体系》

電気通信施設	1 情報連絡
	2 災害対策本部との非常時の連絡強化
	3 非常災害準備体制
	4 非常災害対策用緊急通信線の確保及び市民への周知

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
西日本電信電話(株)大阪支店	1 輻輳緩和、重要通信の確保等の緊急措置に関すること
NTTコミュニケーションズ(株)	2 災害対策本部の設置に関すること
(関西営業支店)	3 通信の確保と応急復旧に関すること
(株)NTTドコモ (関西支社)	4 災害広報に関すること

《対策の展開》

災害の発生に際し、西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ等は通信の円滑を図るため、次のとおり応急対策を講ずる。

1 情報連絡

災害発生時の情報連絡において大阪支店並びに豊中営業所の加入地域内で、行政地域が豊中市に属する地域については、豊中市災害対策本部に対し大阪支店を一元的に情報連絡の窓口とする。

所在地	大阪市西区新町4-6-9 NTT新町ビル3階 西日本電信電話(株) 大阪支店 設備部 災害対策室
電話	06 (6210) 2609

2 災害対策本部との非常時の連絡強化

豊中市災害対策本部が設置された場合は、通信災害状況、疎通状況及び応急復旧計画等の連携を強化し万全を図る。

3 非常災害準備体制

非常災害が発生し、又は発生するおそれがあると判断される場合は、その段階より速やかに準備対策をとる。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生が予測される場合には、大阪支店に災害対策本部を設置し、災害予防準備、警戒、情報連絡、通信施設の復旧活動等諸般の災害対策を確立し、災害発生時には通信設備の復旧と通信の疎通を図る。

(2) 災害情報連絡室の設置

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その規模及び情勢により災害対策本部の設置を必要としないとき、大阪支店に災害情報連絡室を設置し、情報連絡等を行う。

なお、災害の状況によっては、災害対策本部への諸準備を行う。

4 非常災害対策用緊急通信線の確保及び市民への周知

豊中市災害対策本部長から緊急通信の提供の要請に基づき、でき得る限り速やかにこれに応ずる。

(1) 非常疎通活動

非常災害に際し、通信施設に被害を被り通信回路に故障が生じたときは、災害用移動無線車等の災害応急復旧用機器及び資材により、当該設備の復旧を速やかに行い、疎通に努める。

(2) 利用の制限措置

通信輻輳、電源の全面的維持の困難及び回線の故障等のため利用の制限措置が必要な場合、法令に従って規制する。その際、豊中市災害対策本部に連絡を行う。

(3) 通信の非常疎通措置

災害用伝言ダイヤルの提供（西日本電信電話㈱等）、利用制限等の措置を講ずる。

(4) 市民への周知

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第 17 節 義援金品の受付・配分

《基本的な考え方》

災害の発生に伴い、市民及び全国から被災者あてに寄託された義援金品は、迅速かつ適切に被災者に配分する。

《対策の体系》

義援金品の受付・配分	1 義援金 2 義援物資
------------	-----------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
市民協働部 救援物資班 庄内市民・避難班 新千里市民班	1 義援金（市寄託分）の受入れ及び出納に関すること 2 義援物資（市寄託分）の受入れ、保管に関すること 3 義援金（市寄託分）の支給に関すること
統括チーム 庶務グループ	1 義援金（市寄託分）の受入れに伴う礼状に関すること
福祉部 福祉総務班	1 義援金（市寄託分）の配分委員会に関すること
福祉部避難班	1 義援物資（市寄託分）の配分に関すること 2 義援金の配分に関すること

《対策の展開》

1 義援金

(1) 受入

- ア 市に寄託される義援金は、受付窓口を開設する。
 - (ア) 市の被災者に対するものは、市民協働部で受付ける。
 - (イ) 他府県市町村等への寄託分（広域災害）は日本赤十字社豊中支部で受付ける。
- イ 必要に応じ、市指定金融機関に専用口座を設置する。
- ウ 義援金の受付に際しては、受付記録を作成する。

資料:様式-11「義援金受領書」

資料:様式-12「災害関連寄付金・義援金受付名簿」

(2) 保管・管理

義援金は、被災者に配分するまでの間、市指定金融機関で保管する。

(3) 配分

福祉部福祉総務班は、平成 30 年(2018 年)8 月 31 日付常設設置された豊中市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部豊中地区の関係機関等が参画する豊中市災害義援金配分委員会を開催し、以下の項目について協議、決定する。

- ア 義援金の適切な使途法

イ 義援金の適正な配分方法

ウ 義援金の使途についての寄託者及びマスコミ等への周知方法

(4) 配分の実施

配分委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、迅速に配分基準を決め、市民協働部は、早期に配分を実施する。

(5) 使途を指定された義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受付けた部局は、自己の責任において処理することとする。

2 義援物資

(1) 受入れ

義援物資は、市民協働部救援物資班、庄内市民・避難班、新千里市民班が受付ける。

(2) 保管・管理

一時保管所として、豊島体育館をあてるとともに、郵便物の保管については、市民協働部救援物資班が協定に基づき施設等を相互提供する。

(3) 配分

福祉部避難班が配分・輸送を行う。

(4) 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

義援物資の受入れにあたっては、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。また、善意を無駄にしないためにも、発災直後における個人からの義援物資については、受入れないことも選択肢とする。

また、海外からの支援の受け入れは、基本的に国において推進されることから、国や大阪府と十分な連絡調整を図りながら対応する。

第 5 章 水防報告及び水防記録

《基本的な考え方》

風水害対策活動が終結したときは、大阪府水防計画書に基づき水防報告を行う。

《対策の体系》

水防報告及び水防記録	1 水防報告及び記録
------------	------------

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
統括チーム	1 水防記録及び水防報告に関すること 2 大阪府等への被害状況及び応急対策状況の報告に関すること

《対策の展開》

1 水防報告及び記録

(1) 風水害対策活動が終結したとき、災害対策本部長は遅滞なく次の事項を取りまとめ、大阪府水防計画書第9号様式により、大阪府池田土木事務所長及び農政室長に報告するとともに、次の事項について水防記録を作成して、これを保管しなければならない。

- ア 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- イ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ウ 水防本部員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- エ 水防作業の状況
- オ 堤防その他の施設等の異状の有無及びこれに対する処置とその効果
- カ 使用資材の種類及び員数と、その消耗分及び回収分
- キ 水防法第21条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- ク 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- ケ 土地を一時使用したときは、その箇所、所有者の住所及び氏名並びにその事由
- コ 応援の状況
- サ 居住者出動の状況
- シ 警察の援助状況
- ス 現場指導の官公吏氏名
- セ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ソ 水防関係者の死傷
- タ 功労者及びその功績
- チ 以後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- ツ 堤防その他の施設に緊急工事の必要が生じたときは、その場所及びその損傷状況
- テ その他必要な事項

(2) 水防記録に基づき大阪府政策企画部危機管理室等、関係機関に被害状況及び応急対策の状況を報告する。